

「月刊フェスク」527号 令和7年8月25日発行（毎月1回25日発行）

ISSN 1343-5116

消防・防災関係者のための最新情報誌

月刊フェスク

Fire Equipment & Safety Center of Japan

9
2025

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特別寄稿

定期点検報告制度50年を振り返る

消防庁のうごき

消防庁映像共有システムの活用について

表紙に寄せて

撮影地：長野県松本市
撮影：文・清水正仁

雲海越しの乗鞍岳

乗鞍岳。標高三〇二六メートルの飛驒山脈（北アルプス）最南端に属する山。アルプスとしては珍しく火山であるため、連峰であっても優美な曲線で、裾野を形成している。すぐ隣にある穂高や槍ヶ岳の岩峰とは対局の姿である。火山という分野でくくると、日本では富士山、御嶽山に次ぐ標高を有している。

写真は七年くらい前に北アルプスの蝶ヶ岳から早朝撮影したものになる。運よく雲海が谷を埋めていて、そこに朝日が射し込んできたタイミングを捉えることができた。登山もしくは写真を何年やっていても、心が踊る瞬間である。辛い山登りを繰り返してしまいうのも、こつした体験をまた味わいたいと思うからである。

さて乗鞍岳の麓に話を転ずると、長野県側には乗鞍高原という大観光地を有している。白樺林を主体とした高原はとても明るく爽やかで、そこから眺める乗鞍岳はどこか日本離れしている。とは言え、優美な火山なので、スイスやカナダのような景観でもない。また富士山や御嶽山のように人里から遠望する独立峰でもない。自分にとってはとても独自性の強い唯一無二の眺めなのである。またこの乗鞍高原はシーズン

中は標高二七〇〇メートル付近までバスが運航しているため、終点から頂上まで一時間半ほどで登頂ができる。三〇〇〇メートル峰としてはおそらく一番簡単に登れる山なのかもしれない。されど三〇〇〇メートルを超える高山なので、悪天候や高度障害のリスクはかなり高い。行かれる方は体調と準備をしっかりと整えて挑戦してみたい。また山ばかりでなく、高原には湖沼や滝も多く、見どころは尽きない。

おっと乗鞍岳のガイドばかりしてしまっただが、この山は自分の風景写真の師匠でもある。本格的に風景写真を撮るはじめた頃、フィルムの時代に乗鞍をテーマにして、二年ほどプロの写真家に写真の添削をお願いしていた時期がある。今みたいにネットも発達していなかったので、郵送のやり取りで、よく赤ペンで指導を受けていた。今となってはいい思い出である。若かったし写真も今以上に楽しかったので、忙しくも四季折々乗鞍高原に通ったものである。

久しく行っていないので、この手記を執筆しながら行きたくなってしまった。またこの山を岐阜県側から見たことがないので、今度はそれを目的にしようか。撮影の楽しみは尽きない。



(上) 乗鞍高原牛留池
(左下) 雲海越しの乗鞍岳 (右下) 乗鞍高原三本滝



ガス消火設備点検のマストアイテム!

これからの
液面計は
超音波!!

PUSH

詳しくはコチラから



軽量・コンパクト!

放射線不使用で
届出不要!

安全で取扱いも簡単!



消防設備士 受験対策例題集

好評
販売中



■A5判 416頁
■定価 4,720円(税込)



■A5判 352頁
■定価 4,690円(税込)



■A5判 368頁
■定価 4,410円(税込)



■A5判 288頁
■定価 3,660円(税込)

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

見てわかる！ ささつの本 自信を持って現場へGO！

福岡市消防局 編著

◆B5判／352頁 ◆定価2,970円（本体2,700円＋税10%）

- ☆「そもそも立入検査ってどこに行くの？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。
- ☆「法のからくり」や「トラブル事例集」等、事前に知っておくべき内容も登載。



火災報告で迷っている方はコチラ！

令和7年版 火災報告取扱要領 ハンドブック

防災行政研究会 編

◆B5判／464頁 ◆定価3,190円（本体2,900円＋税10%） 内容現在 令和7年2月1日

- ☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！
- ☆重要項目に解説・参考条文付き。



設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版 消防・建築設備早見帖

消防法規研究会 編集 内容現在 令和6年12月1日

◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス装 ◆定価1,980円（本体1,800円＋税10%）

- ☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かるよう編集した使いやすいポケット判！
- ☆【消防法関係】消防法施行令第8条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。
- ☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。



東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X
(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

0120-338-923

特別寄稿

2 定期点検報告制度50年を振り返る

元東京理科大学火災科学研究所教授 小林恭一

消防庁のうごき

10 消防庁映像共有システムの活用について

消防庁防災情報室 通信管理係長 新井宏典

視点

14 大気中のハロン濃度推移や海外動向等を踏まえ ハロン消火剤の有効性を考える

特定非営利活動法人消防環境ネットワーク 会長 鈴木康幸

現場レポート

20 火気器具上部に設置される排気ダクト等に係る 技術基準の策定について

東京消防庁予防部予防課火気電気係長 金野浩幸

エッセイ

26 災害時に役立つ! 日常生活から備える防災スキル

国際災害レスキューナース/一般社団法人育母塾 代表理事 辻 直美

消防行政情報 [第8回] 予防業務優良事例表彰

29 消防法令違反に係る是正率の躍進 合理的な査察実施体制の構築

千葉市消防局 予防部 予防課 査察対策室

違反是正

32 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに対し 基準適合命令を発令した事例

さいたま市消防局見沼消防署管理指導課 消防司令 霜田智和

事例研究

36 ガスコーヒー焙煎機から出火した火災事例

川崎市消防局予防部予防課調査係 白取賢理

避難器具マシマシで行こう

42 避難器具用ハッチと避難用ハッチ

三田村二郎

海外の消防

44 韓国訪問記(前編)

海外消防情報センター

48 全国の消防から 「感謝!!」調布水難救助隊50周年 これからも全力ダイブ

東京消防庁・調布消防署 ほか

49 トピックス 令和7年 安全功労者内閣総理大臣表彰

令和7年度 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰

52 伝言板 第2回消防設備士サミット2025

一般社団法人全国設備業DX推進会

53 第29回JFFW交流会 in 岡崎

JFFW岡崎実行委員

54 ガス機器防火性能評定品

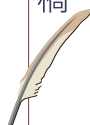
一般財団法人日本ガス機器検査協会

表紙に寄せて “雲海越しの乗鞍岳”

清水正仁

50年を振り返る 定期点検報告制度

特
別
寄
稿



元東京理科大学
火災科学研究所教授
小林恭一
1948年生まれ。東京大学工学部建築
学科卒業。博士(工学)。1980年から
2006年まで現総務省消防庁に勤務。予
防課長として消防法の性能規定などを
手がける。著書に「もう少し知りたい 防火
法令の基礎知識」など

昭和50年(1975)4月1日に消防用設備等の定期点検・報告制度(以下「点検報告制度」)が施行されてから、令和7年(2025)の4月で50年になった。本誌編集室から、施行50年にあたって点検報告制度の推移などを書いてほしいと依頼があり、お引き受けすることにした。私が消防庁で予防行政を担当するようになったのは昭和55年(1980)からなので、点検報告制度の創設には間に合わなかったが、制度の運用が始まった直後からその状況を直接目にしてきたことでもあり、この機会にその変遷などについて整理しておくこととしたい。

消防用設備等の点検制度の必要性

「消防用設備等は、火災が発生した場合に確実に作動しなければならない」という命題は、世界共通である。消防用設備等は、普段は使われないのに、万一火災になったときには、即座にかつ的確に100%の確率で作動することが求められ、不作動や誤作動が人命や財産の損失に直結する。照明設備や空調設備など日常生活に用いられる他の設備に比べて、消防用設備等に求められる確実性は桁違いに高いのである。

その確実性を保証するためには、

- ①消防用設備等が生産段階で必要な性能を有していること。
- ②それらが防火対象物に的確に設置されること。
- ③それらが使用開始後も適切に維持保全されること。

の3つの要件が満たされなければならない。

消防法では、

- ①については、いわゆる基準認証制度(適切な規格とそれへの適合性を認証する検定制度(消防法第21条の2等)や認定制度(消防法施行規則第31条の4)で担保
- ②については、消防設備士制度(消防法第17条の5)と消防機関による設置時検査制度(消防法第17条の3の2(以下「法17条の3の2」))で担保



大洋デパート火災(出典:熊本市消防局)

③については、立入検査・命令権(消防法第4条等)と点検報告制度(消防法第17条の3の3(以下「法17条の3の3」))で担保という形で組み立てられている。

立入検査・命令権と検定制度(当初は、消防研究所(当時)における任意検定制度)は昭和23年(1948)の自治体消防制度発足当初からあり、消防設備士制度は昭和40年(1965)5月の消防法改正で創設されたが、設置時検査制度と点検報告制度は、千日デパートビル火災と大洋デパート火災後に行われた昭和49年(1974)6月の消防法改正により、最後に制度化されることになった。定期点検の必要性はわかっているが、制度として社会に実装されるためには、それなりの社会的動機づけが必要だったということなのかもしれない。

点検報告制度創設のきっかけ

一般財団法人日本消防設備安全センターの「40年のあゆみ」では、点検報告制度創設の理由について、以下のように述べられている。

「……昭和41年水上町菊富士ホテル、昭和43年神戸市池之坊満月城、昭和44年郡山市磐光ホテル等の大火が相次ぎ、さらに昭和47年5月に大阪市千日デパートビル火災、昭和48年11月に熊本市大洋デパート等の大惨事が相次いで発生した。

この惨事の原因について、建物の構造、避難誘導の問題等があげられたが消防用設備等の不備、欠陥と維持管理面の無関心がもたらしたことが最大の原因であると指摘された。この惨事を契機として、消防用設備等保守義務の強化策が必要との認識から、新たに消防

設備点検制度とその業務を行う資格者制度を設け、定期的な点検と整備を行わせると同時に、消防機関への報告の義務付けが求められた。」

このような捉え方は、当時、社会一般の共通認識だったものと考えられるが、上記5つの火災の状況等を調べてみると、あまり正確な記述とは言えない。制度創設の意図を理解するには、こうした認識が広まった理由などについて、時代背景や当時の建築物の防火安全性能の水準を含めて考える必要がある。

昭和40年代の火災

一般財団法人消防防災科学センターのホームページ「特異火災事例」に収録されている昭和40年代(1965～1974)に社会的に注目された火災58件のうち、死者5名以上の火災17件を分析すると、当時の建物構造や消防用設備等及び防火管理の状況は、概ね以下のようなものだったことがわかる。

- ①建物構造の耐火構造化が進んでいない(完全な「耐火建築物」とされるものは17件中5件で、混合構造のものも多い)。
- ②内装が燃えやすく、防火区画が確保されていないため、急激に延焼したり煙が拡大したりする例が多い。
- ③階段の堅穴区画がなされていないことが多く(建築基準法上、堅穴区画の義務づけは昭和44年(1969)5月施行)、避難に使えないだけでなく、火煙の拡大ルートになる場合が多い。
- ④防火管理が不備なため、初期の消火や避難誘導などに失敗している例が多い。
- ⑤小規模だったり建設時期が古かったりするため、消防用設備等が十分に設置されていないものも多い。
- ⑥消防用設備等が設置されていても、防火対策として不完全なものが多い。

この17件のうち、消防用設備等の維持管理に多少なりとも問題があるとされているものは6件に過ぎない。この17件を見る限り、定期

点検以前の問題が多く、「定期点検がなされていなかったために多数の死者が出た」と言えるようなものは見当たらないのである。

防火法令の強化

昭和40年代(1965～1974)には、多数の死者が出る火災が今では考えられないほど頻繁に起こっていたが、その原因の多くは法令基準が社会や建物の実態に追いついていないことだった。このため、当時問題となっていた高層建築物や地下街の防火対策と合わせて、建築基準法令と消防法令は何度も改正強化することを余儀なくされた(表1)。

消防法令については、千日デパートビル火災後に行われた消防法施行令の大改正(昭和47年(1972)12月)と、大洋デパート火災後に行われた消防法の改正(昭和49年(1974)7月)は、その総仕上げともいえるべきものだった(本誌拙稿(防火法令の基礎知識2016年8月号■第3回「市街地大火対策からビル防火対策へ」及び9月号■第4回「大洋デパート火災と適及適用及び規制強化の効果」参照)。

設置時検査制度と点検報告制度

大洋デパート火災の後、消防庁長官の諮問に応じて消防審議会で検討が行われ、昭和49年(1974)1月30日付けの「百貨店等の防災対策に関する意見」において、「2(2)消防用設備等に関する検査及び保守体制の確立」として、「消防用設備等の維持管理の徹底を図るため、消防機関による完成検査及び防火対象物の関係者による定期的な点検報告を義務付けるよう消防法の改正を行うこと」と答申された。法17条の3の2と法17条の3の3は、この答申を基に創設されたものである。

昭和40年代(1965～1974)は、消防用設備等の設置規制が市町村条例による実施から全国統一の実施に転換(昭和36年(1961)4月施行)されてまだ日が浅く、多くの消防機関は防火対象物の実態を把握して消防用設備等を適法に設置させること自体に苦勞しており、

維持保全はその先の問題だった。特に、昭和36年(1961)以前に建設された建築物については、査察以外にその実態を把握する手段がなかった。

このため、消防用設備等を設置(増設や改修も含む)する消防設備士にその旨を消防長等に届け出て検査を受けることを義務づける制度(法17条の3の2)は、消防機関にとっては、防火対象物における消防用設備等の実態把握に極めて大きな効果を持つことが期待できる改正だった。だが、査察等で得た実態か

ら、たとえ消防用設備等を適法に設置させても、それが適切に維持管理されない可能性が高いことも懸念されていた。法17条の3の3は、そのような懸念を背景として、法17条の3の2とセットで作られたのではないかと考えられるのである。消防機関としては、この両条により、消防用設備等の設置の際に書類で審査し、完成時には検査を行って適法性を確認し、その後は定期的に検査結果を把握することにより、消防用設備等の適法性を常に確認することが可能になるからである。

表1 主な防火法令の改正(昭和41年(1966)～昭和51年(1976))

改正年	建築基準法令	消防法令
S41年 (1966)		- 防火管理者制度の強化 - 避難器具と自動火災報知設備(自火報)に関する規制強化
S43年 (1968)		高層建築物、地下街等に対する共同防火管理及び防災規制の新設
S44年 (1969)	- 縦穴区画規制の新設 - 内装制限と避難施設の強化 - 地下街の避難施設と防火区画の規制強化	- 自火報・非常警報設備等の設置規制の強化 - 煙感知器を検定対象品目に追加 - 自火報を既存の病院等及びホテル等に適時的に設置(1969.3～1971.3)
S45年 (1970)	- 特殊建築物・高層建築物・大規模建築物に対する排煙設備、非常用の照明装置、非常用の進入口、非常用のエレベーター等の設置義務づけ等 - 内装制限の強化 - 防火設備の点検制度を特定行政庁への点検報告制度に強化	
S47年 (1972)		- 防火管理者制度の拡充 - 複合用途防火対象物に対する規制強化 - スプリンクラー設備の規制強化 - 自火報を既存の特定防火対象物に遡及設置(1972.12～1975.11)
S48年 (1973)	- 煙対策の強化 - 縦穴区画の煙対策の徹底 - 内装制限の強化 - 二方向避難の規制強化	
S49年 (1974)		- 全ての消防用設備等を既存の特定防火対象物に遡及設置(1974.6～1977.3/1979.3) - 消防機関による設備設置時検査制度 - 定期点検報告制度
S51年 (1976)	工事中の建築物の仮使用承認制度	

何故点検結果を消防長等に報告する制度なのか

法17条の3の3の非常に大きな特徴は、消防用設備等の設置・維持義務を負う関係者に、定期的に点検するだけでなく、その結果を消防長等に報告することを義務づけていることである。諸外国でも消防用設備等に定期点検を義務づける国は多いが、その結果を行政機関に報告することまで義務づけている例はあまり見たことがない。

何故、このような制度になったのであろうか？ その理由の一つとして考えられるのは、建築基準法第12条（報告、検査等）の変遷である。

建築基準法第12条第1項は、制定時（昭和25年（1950）5月）には「特定行政庁又は建築主事は、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、建築物の設計者又は建築物に関する工事の施工者に対して、建築物の敷地、構造、設備若しくは用途又は建築工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。」となっていて、報告制度がそのルーツとなっていた。

同項は、その後、昭和34年（1959）4月に改正されて建築物等の状況を定期的に報告する制度となり、さらに昭和45年（1970）6月に改正

されて、「第6条第1項第一号に掲げる建築物（……）で特定行政庁が指定するものの所有者（……）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、その状況を建築士又は建設大臣が定める資格を有する者に調査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。」と、趣旨が定期調査義務の制度に変わったのだが、報告制度としての性格は残された。

一方、法17条の3の3は、「第17条第1項の防火対象物（……）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、自治省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。」となっており、図1を見ればわかるように、上記建築基準法第12条第1項を参考として作られたことは一目瞭然である。その結果、法17条の3の3も、点検結果を消防長等に報告する制度になったのではないかと考えられるのである。

いずれにせよ、この報告制度は、定期点検制度の確実な施行を確保するためには極めて

建築基準法第12条第1項 (昭和45年(1970)改正時)	消防法第17条の3の3 (昭和49年(1974)制定時)
第6条第1項第一号に掲げる建築物（……）で特定行政庁が指定するものの所有者（……）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、建設省令で定めるところにより、 定期に、 その状況を建築士又は建設大臣が定める資格を有する者に調査させて、 その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	第17条第1項の防火対象物（……）の関係者は、 当該防火対象物における消防用設備等について、自治省令で定めるところにより、 定期に、 当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させ、 その他のものにあつては自ら点検し、 その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

図1 建築基準法第12条第1項と消防法第17条の3の3の比較

重要なツールになっている。筆者がJICA（国際協力機構）における授業等で、防火設備の適切な維持管理に悩んでいる発展途上国の行政職員にこの点検報告制度の仕組みを紹介すると、質問が殺到するほどである。

消防設備士と自治大臣が認める資格を有する者

昭和40年代（1965～1974）に多数の死者が出た火災で課題とされた事項の一つが、消防用設備等の設置及び維持に携わる者の質の確保である。この業務は、昭和41年（1966）10月以降、消防設備士によって担われていた（消防法第17条の5など）。

消防設備士は、創設当初（昭和40年（1965）5月）から、都道府県知事の「消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能について行う」試験（消防法第17条の8）に合格し、消防設備士免状の交付を受けている者とされており、制度的には、設置だけでなく「維持」も行うことが期待されていた。だが、実際には、設置はともかく、維持に関する知識や技能が十分でない者が、設置後長く続く維持の業務に携わる例も多く、その結果、消防用設備等の維持保全が十分に行われていない例が多く見られたようである。

このため、改善策等について社団法人全国消防機器協会の「保守制度研究部会」などで研究と検討が重ねられ、千日デパートビル火災後の昭和47年（1972）12月には消防庁の強力な指導のもとに「消防用設備保守制度研究会」が設置されて、消防用設備等の維持保全に携わる者は、消防設備士の試験に合格しただけでなく、維持保全に関する適切な講習を受ける必要があると考えられるようになっていった。

このような状況を背景として、昭和49年（1974）2月に関係業界の発意により「全国消防設備保守協会」が発足した。同協会は、消防用設備等の維持保全に関する知識や方法論の体系化と標準化及びそれを用いた講習制度の確立を目指しており、その後、財団法人日本消防設備安全センター設立の際の母体の一

つとなった。

このような経緯からは、この制度で点検資格を有する者としては、消防設備士で一定の講習を受けた者とするとも考えられたはずだが、消防設備士の数が点検業務を全国的に実施するには不足していること、建築基準法第12条第1項における「建築士」と「消防設備士免状の交付を受けている者」とのアナロジー（図1）などから、法17条の3の3では、「消防設備士免状の交付を受けている者」と「自治大臣が認める資格を有する者（以下「点検資格者」）」が同等の資格とされたのではないかと考えられる。

講習制度と資格制度の立ち上げ

法17条の3の3の施行日は昭和50年（1975）4月1日であったため、同日付けで

- ・自治大臣が認める資格を有する者を定める告示（自治省告示第89号）
- ・消防設備点検資格者講習を定める告示（消防庁告示第1号）
- ・消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うことができる消防用設備等の種類を定める告示（同第2号）
- ・消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示（同第3号）

が発出された。少し遅れて同年8月1日に「自治許第566号」により財団法人日本消防設備安全センターが自治大臣の設立許可を受けて設立され、8月26日の消防庁告示第12号により、同センターが消防設備点検資格者講習の実施機関として指定された。なお、その後、同センターは、国の行政改革の一環として制定された消防法施行規則第31条の7に基づき、平成13年（2001）5月に消防庁の指定講習機関となり、さらに同条が改正されたため、平成16年（2004）9月に消防庁の登録講習機関となって現在に至っている。

これらの制度を実際に動かすようにするには膨大な事務作業が必要になるため、東京消防庁など消防機関と関係業界の精鋭部隊が集



歌舞伎町ビル火災 (出典：東京消防庁)

められ、点検方法の標準化と結果報告書の様式の作成、維持保全のための教科書作成、講習内容の整備、講師の育成などが精力的に進められた。

当時、並行して、同じ国会で成立した設置時検査制度(法17条の3の2)や遡及適用(消防法第17条の2第2項第四号(当時))関係の膨大な事務作業が行われていたことを考えると、全くのゼロから出発して同年11月には第1回の講習会の実施に漕ぎ着け、昭和50年度(1975)における受講者数が15,109人に達したということには、驚くほかない。

その後の法律改正

その後、法17条の3の3は3回改正されている。

1回目は、中央省庁等改革基本法に基づく政府の行政改革(中央省庁再編)の一環として、自治省が総務省に、自治大臣が総務大臣に名称変更されたとき(平成11年(1999)12月)であるが、制度そのものには変更はない。

2回目は、新宿歌舞伎町の雑居ビル火災(平成13年(2001)9月死者44名)を契機としていわゆる「防火対象物点検・報告制度」(消防法第8条の2の2)ができたとき(平成14年(2002)4月)、同制度と内容の調整を図るため、点検報告制度の対象となる消防用設備等にかっこ書きで「第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等の機能」という限定規定を入れたことである。これにより、防火対象物点検報告制度の対象となる防火対象物の消防用設備等の設置位置などについては、防火対象物点検資格者が点検する、と整理された。

3回目は、平成15年(2003)6月に行われた消防法の性能規定化関係の改正である。これに関係して、点検報告制度の対象として「消防用設備等」に「特殊消防用設備等」が加えられた。

点検資格者の種類

点検資格者の種類は昭和50年(1975)の「消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うことができる消防用設備等の種類を定める告示」(前出)により、当初は「第1種消防設備点検資格者」(消火設備系)と「第2種消防設備点検資格者」(警報設備系)の2種類とされていた。

平成15年(2003)6月に消防法の性能規定化が行われると、新たに「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件」(平成16年5月31日消防庁告示第10号)が

定められ、「特殊消防用設備等(消防法第17条第3項。いわゆる「ルートC」)」の点検を行うことができる「特種消防設備点検資格者」という新たな種類が加わった。「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(消防法施行令第29条の4。いわゆる「ルートB」)」の点検業務については、ルートBの消防用設備等の基準が新たに定められる都度、第1種又は第2種の点検資格者の業務に付け加えられる仕組みになった。令和7年(2025)現在、第1種についてはパッケージ型消火設備など5種類、第2種については共同住宅用自動火災報知設備など7種類が定められている。

有資格者による点検が必要な防火対象物

法17条の3の3では、消防用設備等の点検を有資格者(消防設備士又は点検資格者)に行わせなければならない防火対象物を政令(消防法施行令第36条第2項)で定めている。

当初は、特定防火対象物については延べ面積1,000㎡以上のもの(第一号)、非特定防火対象物については延べ面積が1,000㎡以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの(第二号)とされていた。

第一号については、昭和55年(1980)8月の静岡ゴールデン街ガス爆発事故(死者15名)を契機として消防法施行令別表第一に(16の3)項(準地下街)が追加されたときに、本号にも(16の3)項が追加された(昭和56年(1981)1月)。

また、新宿歌舞伎町の雑居ビル火災(前出)を契機として特定一階段等防火対象物(消防法施行令第21条第1項第七号等)というジャンルが新設され、様々な規制強化が行われたときに、本項では第三号が新設され、延べ面積にかかわらず特定一階段等防火対象物であ

れば全て有資格者による点検が必要とされた(平成14年(2002)8月)。

さらに、令和2年(2020)12月から令和3年(2021)4月にかけて、地下駐車場で二酸化炭素消火設備の点検中などの際の誤放出による死亡事故が立て続けに起こった(本誌拙稿「二酸化炭素消火設備の誤放出事故とガス系消火設備」参照)ことを契機として、同設備を対象とした消防法施行令第16条等の改正強化が行われたときに、本項では第四号が新設され(令和4年(2022)9月)、関連して消防法施行規則第31条の6の2が新設されて、全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物の消防用設備等は全て有資格者による点検が必要とされることとなった。

おわりに

冒頭で述べたように、消防用設備等の維持保全は、消防用設備等が適切に性能を発揮するために必要不可欠な業務である。筆者の知るいくつかの発展途上国の行政機関では、急速な経済発展に伴い超高層ビルが林立するようになり、自動火災報知設備やスプリンクラー設備などの設置も進んでいるが、それらが適切に維持管理されないことに悩んでいる。日本では、50年前に点検報告制度ができ、最近では、維持管理が不備だったために死者が出た、という話は聞かなくなった。

防火設備の維持保全は、長く着実に続けて初めて効果がある。少しでも手を抜くと大きな事故につながってしまうが、事故が起こらないとその重要性が社会に認識されない。そのような目立たない分野で誠実に業務を続けておられる関係者の皆さんには、大いに感謝している。

【参考文献等】

財団法人日本消防設備安全センター5年のあゆみ、一般財団法人日本消防設備安全センター40年のあゆみ、消防法令改正経過データベース(東京理科大学火災科学研究所)、法令データベース(一般財団法人建築行政情報センター)



消防庁映像共有システムの活用について

消防庁防災情報室 通信管理係長 新井宏典

●災害対応の充実に向けて

近年、自然災害が頻発し、その対応の迅速化と効果的な情報共有の重要性が一層高まっている。特に災害現場の状況を迅速かつ正確に把握するためには、映像情報の活用が不可欠であり、消防庁では「消防庁映像共有システム」を導入

した。本システムは、災害発生時における現場の映像情報を迅速に共有することで、被害の早期把握と効果的な対応を可能にするものであり、本稿では、本システムの背景、概要、利用状況、将来の展望について詳しく説明する。

●システムの背景、概要

災害発生時には、現場の状況をいかに迅速に把握するかという点が課題となる。特に、被害の規模や状況を正確に把握するためには、文字情報だけでなく視覚的な映像情報が重要となる。これまで、消防庁では地域衛星通信ネットワークを用いて、ヘリコプター映像や高所カメラ映像、緊急消防援助隊による災害現場映像を関係

府省庁と共有してきたが、さらなる効果的な情報共有を図るため、投稿型の機能を有した本システムを令和5年度に構築した。

本システムでは、災害現場に最も早く駆けつける消防職員や消防団員の方々が撮影した映像情報を、迅速に共有することを目的としており、インターネットに接続可能なPCやスマートフォン

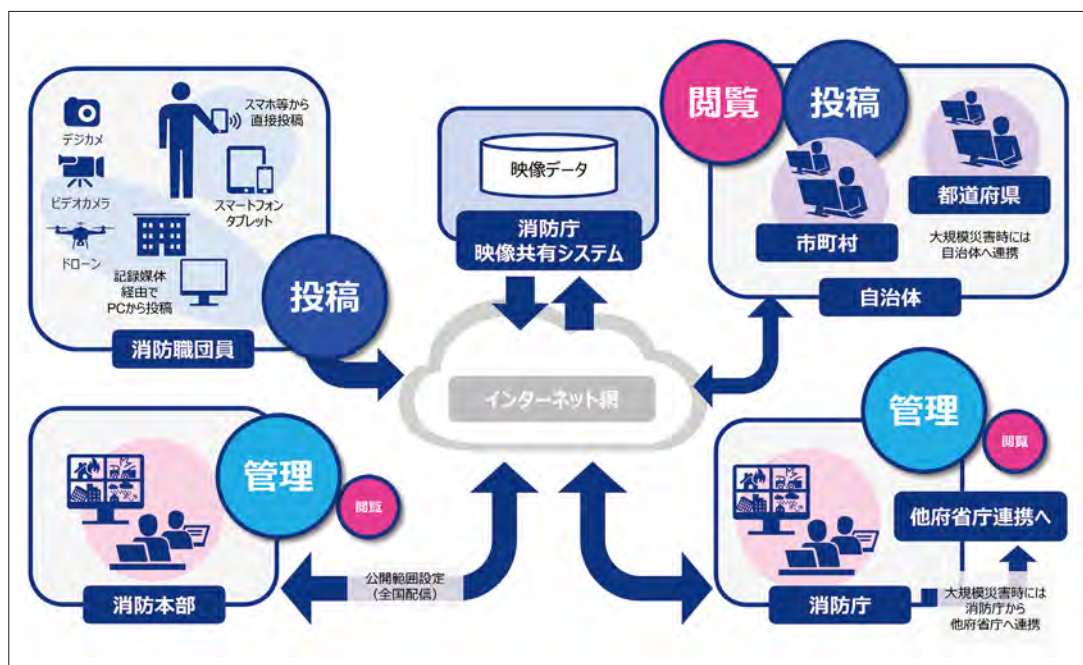


図1 消防庁映像共有システムの概要

からアクセスし、映像の投稿、閲覧、管理を行うシステムとしている。災害発生時に消防職員や消防団員の方々が現場で撮影した映像情報を、消防機関内、地方自治体、消防庁と速やかに共

有することにより、以下の効果が期待されている。

- ①被害の早期把握
- ②広域的な支援体制の早期確立
- ③政府全体の迅速かつ的確な意思決定の支援

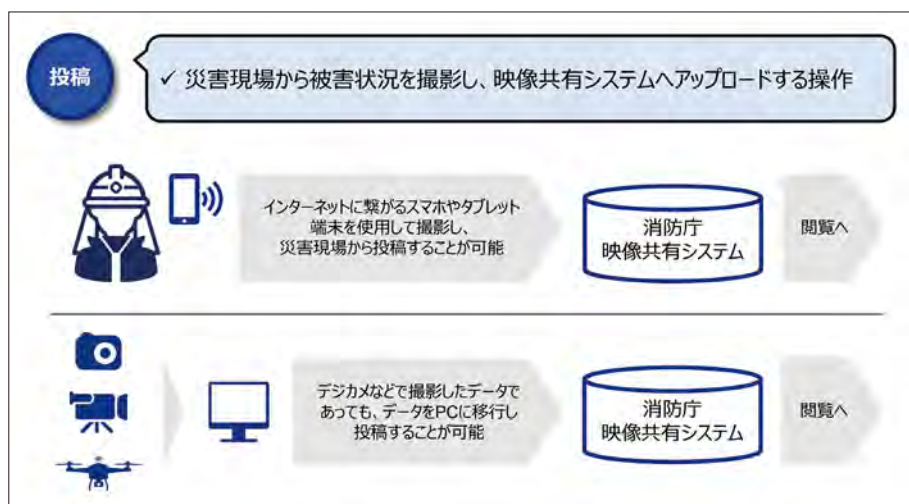


図2 消防庁映像共有システムへの映像投稿

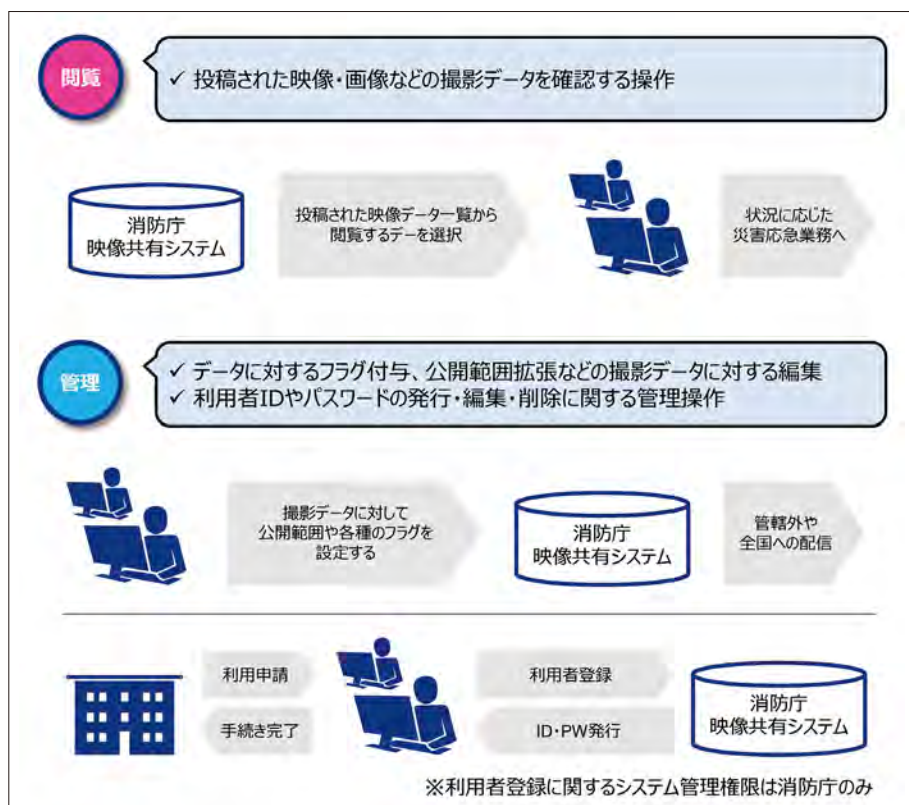


図3 消防庁映像共有システムの閲覧・管理



本システムの利用体制は、消防職員・消防団員、消防本部、地方公共団体（都道府県・市町村）、消防庁から構成される。各機関の標準的な役割は以下の通りとなる。

(1)消防職員・消防団員：災害発生時に現場へ向かい、災害現場状況の撮影を行い、スマートフォンなどで映像を共有する。具体的には、以下の手順を踏む。

- ①現場到着：災害発生後、消防職員・消防団員は迅速に現場へ向かう。
- ②状況確認：現場の状況（被害の大きさや緊急度）を確認する。
- ③映像撮影：スマートフォンやカメラで重要なポイントや被害が大きい箇所を中心に動画や静止画を撮影する。
- ④映像共有：撮影した映像をスマートフォンなどでシステムにアップロードする。これにより、消防本部等へ即時に情報が共有される。

(2)消防本部：投稿された映像データを管理し、必要に応じて都道府県内または全国へ共有する。具体的には、以下の役割を担う。

- ①データ管理：現場から送信されてきた映像データをシステム上で管理する。
 - ②フラグ設定：各映像データに対して、必要に応じて災害種別や重要度などのフラグを設定し、データを分類・整理する。
 - ③データ設定：都道府県内や全国へ共有すべき映像データを選定し、公開範囲を設定し、必要な機関と連携する。
- (3)地方公共団体：消防本部から共有された災害状況の投稿データを閲覧する。これにより、地域の災害対応に必要な情報を迅速に把握し、対策を講じる。
- (4)消防庁：共有された情報を基に、内閣府や官邸との連携を行い、災害応急対応を実施する。また、システム管理者として利用者管理手続き（利用者登録・削除、ID・PW管理等）を行う。



図4 消防庁映像共有システムの全体フロー

●活用状況

本システムは、令和5年12月にシステム構築を行い、令和6年能登半島地震において、消防庁・緊急消防援助隊で試行運用を行った。令和6年2月から一部の消防本部でも試行運用を開始し、同年9月から全国の消防本部で利用できる体制を整え、本格運用を開始した。9月以降、台風、雪害、林野火災等において消防本部が本システムを活用し、消防職員・消防団員により

投稿された映像情報は、消防庁応急対策業務や報道機関への映像提供に活用されている。特に、岩手県大船渡市、愛媛県今治市の林野火災では、本システムを通じ被災地の正確な情報を共有することで緊急消防援助隊の派遣の要請や活動を実施でき、また報道機関等を通じた国民への広報などを実施できたことで、改めて本システムの有用性が認識された。



図5 令和6年能登半島地震における活用

愛知県 名古屋消防局 地点名 蒲郡市 撮影日時 2024/08/28 22:35:34 説明文 要救助者搬送	新潟県 糸魚川市消防本部 地点名 糸魚川市上出 撮影日時 2025/02/21 07:37:45 説明文 事故	愛媛県 松山市消防局 地点名 愛媛県今治市朝倉北 撮影日時 2025/03/25 04:16:00 説明文 火災延焼中の様子
--	---	--

図6 令和6年台風第10号、雪害、今治市林野火災における活用

●消防本部での利用促進に向けて

消防庁映像共有システムは、災害発生時における情報共有の迅速化と効果的な対応を目的として導入され、すでに消防本部内での情報共有や大災害時における消防庁での活用などは進んでいるが、今後さらに機能や運用方法の改善が進められることで、より一層の利用拡大を期待している。

情報共有体制の強化として、令和7年3月には内閣府の新総合防災情報システムとも接続し、本システムに投稿された映像は関係府省庁ともスムーズに共有できる体制が整った。また、本システムは現場の生の映像を消防本部、都道

府県、消防庁まで繋ぐことができるが、それを生かすにはいかに現場で映像を投稿してもらえるかが重要となる。そのため、現場の消防職員・消防団員にとって使いやすいシステムであることが重要であり、継続して機能や運用方法の改善を図っていく予定である。

地方公共団体や消防機関からも積極的に本システムについての意見や要望を積極的に消防庁に届けてもらい本システムの改善を図っていくとともに、情報共有体制の強化等を通じ、今後も本システムによる災害対応の充実化を推進していく。

視点

消火性能、人体安全性※及び経済性に優れたハロン消火剤は、みだりに放出するとオゾン層を破壊しますが、長年にわたる回収、再生、リサイクルの取組みにより大気中濃度は下がり、それに伴いオゾンホールは回復傾向にあります。

厳格な管理の下、ハロンをクリティカルユースに限定して適切に使用することは社会的に大きなメリットがあることをご理解いただき、地球環境保全に資する積極的な活用をご検討ください。

特定非営利活動法人消防環境ネットワーク 会長
鈴木康幸

大気中のハロン濃度推移や海外動向等を踏まえ ハロン消火剤の有効性を考える

はじめに

2025年6月に開催された消防環境ネットワーク通常総会において会長に就任した鈴木と申します。今回は、皆様が建物の防火安全性を確保するために設置している消火設備の一種であるハロン消火剤（以下「ハロン」と記します。）を取り巻く最近の状況と課題についてご説明したいと思います。

ご存じの方も多いと思いますが、ハロンは安全性が高く※少量でも火災の消火効果が高い優れた消火剤である一方で、オゾン層破壊物質であり温室効果ガスでもあることから、大気中への放出は最小限に抑える必要があります。消防環境ネットワークでは、ハロンの回収、再生及びリサイクルを厳格に行うハロンバンクシステムを構築していますが、このような取組みを行っている国は日本以外には存在せず、1996年には米国環境保護庁（EPA）からオゾン層保護賞を、2000年には第3回オゾン層保護大賞の環境庁長官賞を受賞し、さらに2012年には国連環境計画（UNEP）から消防環境ネットワーク所属のハロン技術選択委員会（現在は消火技術選択委員会に名称が

変更されています。）の委員2名がオゾン層保護活動への貢献に対して感謝状を贈られるなど、前身団体時代を含め、国内外から高い評価を得ています。

成層圏中におけるハロン濃度の推移とその評価

オゾン層破壊物質は、冷蔵庫やエアコン等の冷媒、洗浄剤等として用いられていたCFC（クロロフルオロカーボン）等の塩素系物質と、ハロンや農業用薰蒸剤等の臭化メチル等の臭素系物質に大別されます。

成層圏中におけるそれらの物質の存在状況の推移を図1に示します。塩素系オゾン層破壊物質は1993年に3,660pptだったものが2020年には3,240pptと約11.5%減少しています。これに対して臭素系オゾン層破壊物質は1999年に塩素系オゾン層破壊物質の1/166に相当する22.1pptでしたが、2020年には18.9pptと約14.5%減少していることが分かります。もっともハロン1301は、CFC等の代表的な物質と言われているCFC-11（大気中寿命は52年）と比べると大気中寿命が72年と、約20年長く大気中に存在すると言われ



ていますし、オゾン層破壊係数はCFC-11の15.2倍大きいことに留意する必要があります(ハロン1211の大気中寿命は16年とCFC-11より36年短い一方で、オゾン層破壊係数はCFC-11の6.9倍大きいと言われています)。

このように長く大気中に存在するため長期間にわたりオゾン層に悪影響を及ぼす可能性のあるハロン等について、環境省では毎年、北海道の根室・稚内周辺においてその大気中濃度を測定し、結果を公表しています。

図2を見ると分かるように、ハロン1211の濃度は1990年代に急増したものの2000年代に入って増加傾向が鈍化し、近年は減少に転じています。また、ハロン1301の大気中のバックグラウンド濃度は継続して増加し続けていましたが、近年その増加は緩やかになり、2015年以降は濃度の明瞭な増加は認められません。一方、ハロン2402の大気中のバックグラウンド濃度はわずかでありますが減少し続けています。

このように大気中におけるハロン濃度が横ば

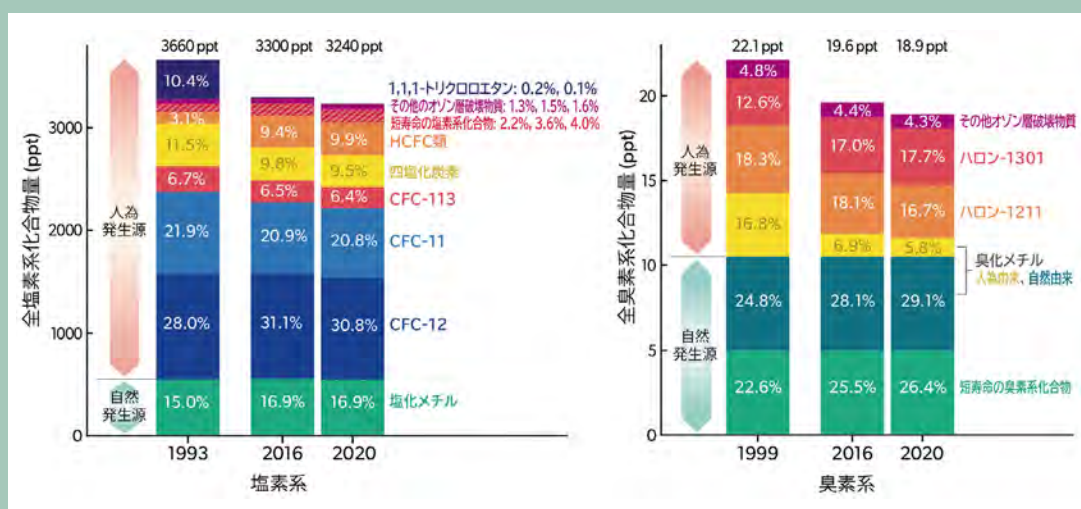


図1 1993、1999、2016年及び2020年の成層圏中の塩素・臭素の主要な起源物質

注) 大気中のガスの濃度の単位として「1兆分の1」(ppt)を使用している。1pptは、1兆個の大気分子が存在する中に着目するガス分子が1個の割合で存在することを示す。

【出典: Scientific Assessment of Ozone Depletion (オゾン層破壊の科学アセスメント): 2022 (WMO, 2022)】

い又は減少傾向にあるという観測結果は、多くの関係者の皆さんの御理解、御協力によりハロンが大気中に放出されることがないように徹底して対策を講じていただいていることの成果だと考えております。ちなみに前述のとおり、ハロン1301は大気中での寿命が72年と非常に長いため、大気中寿命が16年と比較的短いハロン1211と比べると大気中への放出防止対策を講じた効果はすぐには観測データに現れてきにくく、中長期的に観測データで確認していかないといけないという点についても留意する必要があると思います。

さらにこのような観測は世界的にも行われており、「オゾン層破壊の科学アセスメント：2022」(WMO、2022)では、世界各地で観測されたオ

ゾン層破壊物質の地球規模の濃度を取りまとめています。

図3は地球規模でのハロン1211及びハロン1301の濃度の経年変化を示したグラフです。これを見ると、ハロン1211の大気中濃度は、2005～2008年にかけて初めて減少に転じたことが分かります。また、ハロン1301の大気中濃度は1990年代前半に比べると増加傾向は鈍ったものの、2010年以降もなお増加傾向がみられるようです。図2と図3を見比べると、細かな点では違いはあるものの同じような傾向をたどっていると言えるのではないのでしょうか。

さらに「オゾン層破壊の科学アセスメント：2014及び2018」(WMO、2014及び2018)では、オゾン層破壊物質の大気中濃度の将来予測を行っ

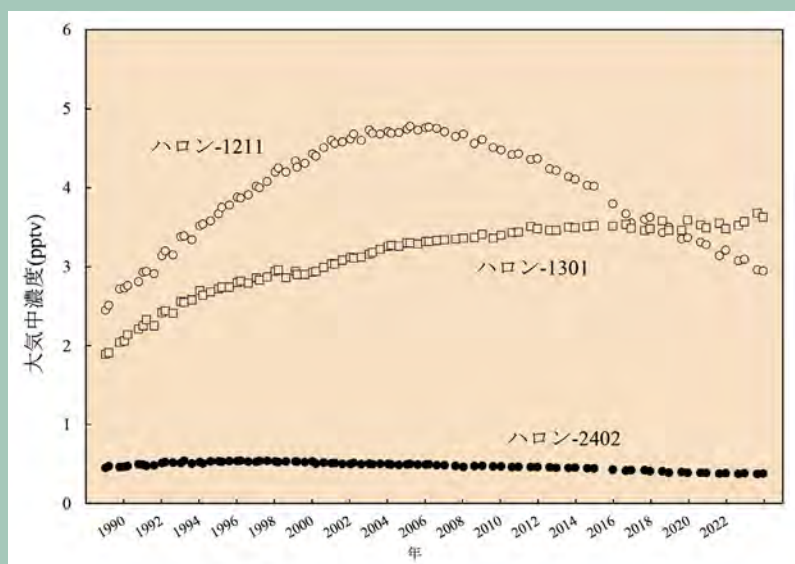


図2 北海道におけるハロン類の大気中のバックグラウンド濃度の経年変化

注) 2015年度の調査から測定装置、試料採取方法等を変更している。

【出典：環境省 令和5年度フロン等オゾン層影響微量ガス等監視調査】

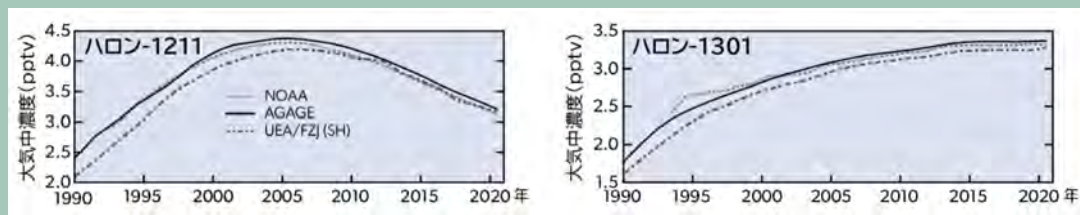


図3 海外のネットワークで観測されたハロン1211及びハロン1301の濃度変化

注) 各観測ネットワークによる観測結果。NOAAによる観測結果を実線、AGAGEによる観測結果を点線で示している。

【出典：Scientific Assessment of Ozone Depletion (オゾン層破壊の科学アセスメント)：2022 (WMO、2022)より作成】

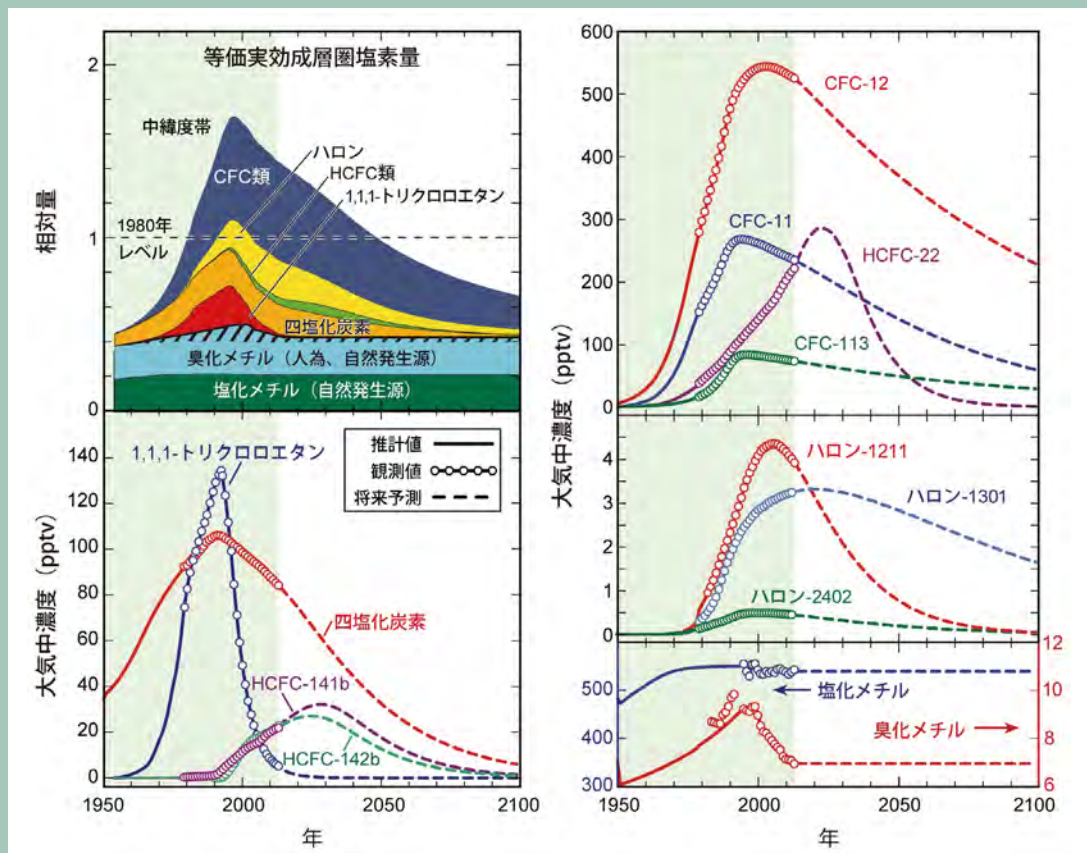


図4 大気中のオゾン層破壊物質の推移と将来予測

【出典：Twenty Questions and Answers About the Ozone Layer: 2014 Update Scientific Assessment of Ozone Depletion: 2014 (WMO, 2015)】

ています。

図4の左上は、オゾン層破壊の潜在的脅威を示す等価実効成層圏塩素量(EESC: Equivalent Effective Stratospheric Chlorine)の経年変化を示しています。等価実効成層圏塩素量は1990年まで急速に増加してきた一方で、モントリオール議定書の規制によって1990年代以降は減少に転じたことが分かります。さらに21世紀を通じて等価実効成層圏塩素量の減少傾向が継続すると考えられますが、1980年レベルにまで回復するには2050年代までかかると考えられています。

また、ハロンの将来予測については、先進国では1993年末に、途上国では2009年末までにハロンの生産及び消費が全廃となっているものの、消火機器による消火や漏洩によってハロンがゆっくりと大気中に放出されるため、引き続き

増加すると考えられるとされています。さらにハロンは大気中寿命も長いので、大気中濃度は今後も高水準が続くと考えられるとされており、急激に減少していくとは考えられていないようです。このように評価されている理由としては、後述するように日本以外の国では厳格な管理の下でハロンの回収、再生、リサイクルを行ってこなかったことから、今後もハロンの放リスクが高いと考えられているためだと思われます。

オゾン層の破壊状況の推移とその評価

オゾン層破壊物質の大気中濃度は、現在はピークを越えて少しずつ減少していく過程にあるもののその減少率は緩慢な状況が続くそうだということはご理解いただけたと思います。それではオゾン層がどうなっているのかということ

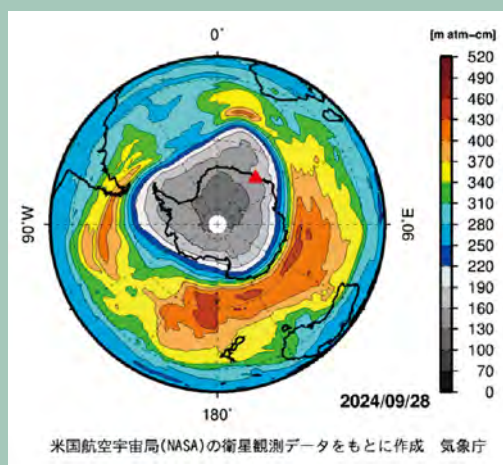


図5 2024年9月28日のオゾン全量南半球分布図

が気になる方も多いのではないのでしょうか。

まず、気象庁では次のように分析しています。

オゾンホールとは、南極上空のオゾン量が極端に少なくなる現象で、オゾン層に穴の空いたような状態であることからその名が付けられました(図5参照)。南半球の冬季から春季にあたる8～9月頃発生、急速に発達し、11～12月頃に消滅するという季節的変動をしており、1980年代初めからこのような現象が観測されています。ちなみに気象庁では南緯45度以南におけるオゾン全量が220m atm-cm以下の領域をオゾンホールと定義しています。

南極オゾンホールの年最大面積は図6に示すように、1980年代から1990年代半ばにかけて急激に拡大したのち、1990年代半ば以降は長期的な拡大傾向はみられなくなりました。オゾンホールの規模は、南極上空の成層圏の気象条件によって年々変動しますが、長期的には、成層圏のオゾン層破壊物質の濃度に伴って変化します。オゾン層破壊物質の濃度は、1990年代以降ピークを過ぎ緩やかに減少し、南極オゾンホールの年最大面積は、2000年以降減少しているとみられます(90%信頼区間において、減少傾向を確認)。

また、先ほどから引用している環境省の令和5年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書では、北半球のオゾン層も含めて次のように分析しています。

- 地球規模のオゾン全量は1980年代から1990年代前半にかけて大きく減少しました。その後減少傾向が緩和し、1990年代後半からはわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いています。
- 数値モデル予測によると、オゾン層の回復時期は南北両半球で異なり、南半球の回復は北半球に比べてやや遅れると予想されます。オゾン全量が1980年レベルまで回復する時期は、南極では2066年頃、北極では2045年頃、高緯

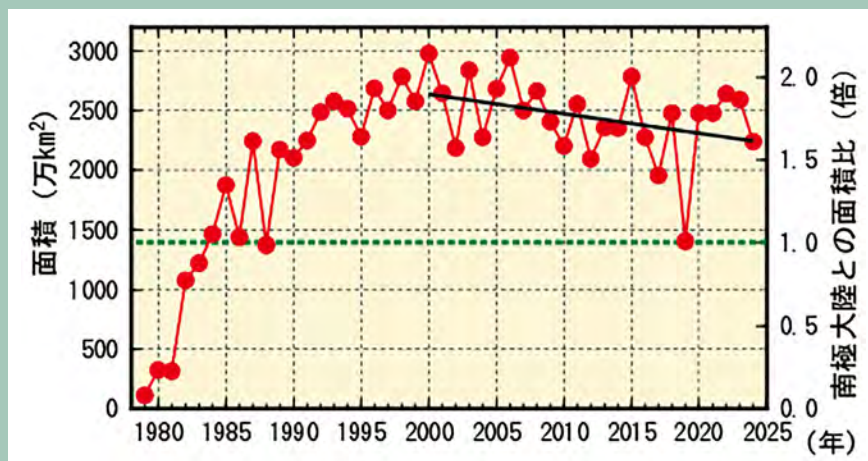


図6 オゾンホールの年最大面積

注) オゾンホールの規模を定量的に表現するための世界統一的な尺度はないため、気象庁では人工衛星による観測資料から南緯45度以南におけるオゾンホールの面積を算出し、公表している。

度を除く全球の平均(北緯60度～南緯60度)では2040年頃と予測されています。

環境省、気象庁ともにオゾン層の破壊状況が少しずつ改善しているという点では一致していますし、1980年レベルまで回復するには更に20～40年程度を要すると環境省は分析しているようです。

ハロンの有効性を再認識した国際的な動向及び今後の対応

次にハロンを取り巻く国際的な動向についても触れておきたいと思います。

2024年7月に第46回モントリオール議定書締結国公開作業部会、2024年10月に第36回モントリオール議定書締結国会合が開催され、次の情報提供がありました。

- ・航空機分野も含めてハロンと同等の消火効果を持つ消火剤は現時点で存在していないこと。
- ・一部の国で炭素クレジットを獲得するためにハロン1301を破壊する動きがあるが、これにより再利用可能なハロン1301の在庫量を激減させ、将来、必要とされるハロン1301の枯渇時期が2030年に更に近づく可能性があること。
- ・モントリオール議定書はハロンの使用を禁止しておらず、再生困難なハロンを除きハロンの破壊は中止すべきであること。さらにハロンの将来需要に備えるため、ハロンの回収・リサイクルに努めるとともに、ハロンのリサイクルや再生のために国境を越える移動を容易にすること。

前述のとおり、日本ではハロンの徹底した管理を行ってきましたが、他の国ではハロンの回収、再生、リサイクルに積極的に取り組んでこなかったこともあり、将来的にはクリティカルユース(必要不可欠な分野における使用。以下同じ。)に使用することすら難しくなると予想されるほどにハロンは枯渇の危機に瀕している国が多くなっ

ているようです。

しばらく前までは、ハロンを使用することによる地球環境への影響を懸念する方がいらっしやいましたが、ハロンはクリティカルユースで適切に使用することにより社会的に大きなメリットがあります。消防環境ネットワークでは、クリティカルユースの当否の判断をより適切に行うための助言を多方面に行うとともに、「使ってはいけない消火剤では決していないこと」についても広くお知らせしてきました。

誌面の関係もあり、ここではクリティカルユースが何であるかとか、ハロンの消火効果の高さ、貯蔵容器置き場や配管口径等の面で優れていること等を改めて詳細に説明することは控えますが、ハロンを適切に設置・維持するとともに、建築物の建替え等に伴い不要になったハロンの適切な回収、再生、リサイクルが地球環境保護の上から重要であることは国際的にも認知されるようになってきました。その一方で、近年では回収されてくるハロンの量と比べて供給されるハロンの量が少ない傾向が続いており、ハロンの在庫量がかなり多くなっています。ちなみに日本においても将来的に補充用のハロンが無くなってしまうのではないかと心配されている方もいらっしゃるようですが、2024年度末で日本国内の消火設備・装置に約1万6,700トンのハロンが設置されていますし、約900トン分のハロンがストックされているため、少なくとも日本においてハロンが枯渇してしまうような心配はありません。

防火対象物のクリティカルユースに該当する部分を計画されている方やその審査に当たられる皆様におかれましては、消火性能と人体に対する安全性が高く※、設置時の経済効果も高いことに加えて、厳格な管理を行うことが地球環境保全に資することにつながるハロンの積極的な活用についてご検討いただけるようお願いいたします。

※ハロン1301の場合

【参考資料】 1)「令和5年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について」(環境省報道発表資料 令和7年2月28日)

2)「南極オゾンホール状況(2024年)」、「南極オゾンホールの経年変化」(気象庁ホームページ 令和7年1月30日更新)



火気器具上部に 設置される排気ダクト等に係る 技術基準の策定について

東京消防庁予防部予防課火気電気係長

金野浩幸

はじめに

焼肉店等で使用される七輪等の調理を目的とする火気器具上部に設置される排気ダクト(以下「上引き排気ダクト」という。)の火災は毎年一定数起きており、減少傾向にない。その原因の一つとして、上引き排気ダクトの位置、構造及び維持管理の基準が定められていないことがある。

この問題を解決すべく令和6年度「火気器具上部に設置される排気ダクトの火災抑制方策に関する検討部会」を設置、ダクト燃焼実験をはじめ、上引き排気ダクトに関する各種火災抑制方策の検討を行い、「火気器具上部に設置される排気ダクトの火災抑制方策に関する調査研究報告書」をまとめた。

用語の定義(図1参照)

本稿における用語の定義は、次のとおりである。

- (1) グリス除去装置とは、排気中の油脂及びじんあい等を分離し、除去する目的で、排気ダクト又は天蓋内部に設けられる媒介物をいう。
- (2) 防火ダンパーとは、温度センサー、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、温度センサーと連動して自動的に閉鎖する構造を有し、排気ダクトへの火炎の伝送を防止するためのものをいう。
- (3) 温度センサーとは、温度ヒューズ等でダクト内の温度を感知するためのものをいう。
- (4) ポリュームダンパーとは、ダクト途中に取り付けられた羽根により、ダクト断面積を変化させて空気の流れを調節するものをいう。



写真1 上引き排気ダクト火災の事例

- (5) 防火ボリュームダンパーとは、防火ダンパー及びボリュームダンパー両方の機能を有するダンパーをいう。
- (6) 主ダクトとは、上引き排気ダクトのうち、排気ファンに直接繋がるダクト部分をいう。
- (7) 枝ダクトとは、上引き排気ダクトのうち、主ダクトへ繋がるダクト部分をいう。
- (8) 縦ダクトとは、枝ダクトのうち、垂直部分をいう。
- (9) 横ダクトとは、枝ダクトのうち、水平部分をいう。
- (10) エルボとは、縦ダクト及び横ダクトを接続する部分をいう。

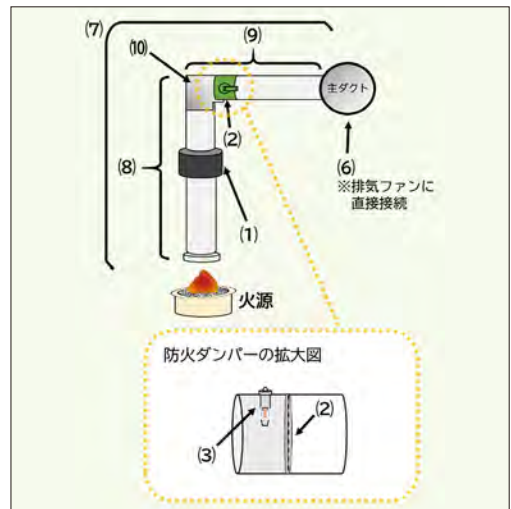


図1 各用語に対するイメージ図

上引き排気ダクトの特徴

上引き排気ダクトの火災発生の大いなる要因として、火源から排気取入口までの距離の関係がある。

通常の厨房排気ダクトの場合、火源から排気取入口までの距離は約1 m確保されていることが多い中、上引き排気ダクトは約20cmと短く、炎がダクト内に入りやすい構造となっている。

これを解消するために、火源から排気取入口

までの距離を確保しようとすると、排気取入口での風量及び風速を高める、あるいは排気取入口付近に天蓋等を設け、捕集効率を高める等の必要がある。

しかし、現在の焼肉店舗の上引き排気ダクト環境を鑑みると、これを実現させるのは困難性が高い。

よって、本検討では、上引き排気ダクト火災を

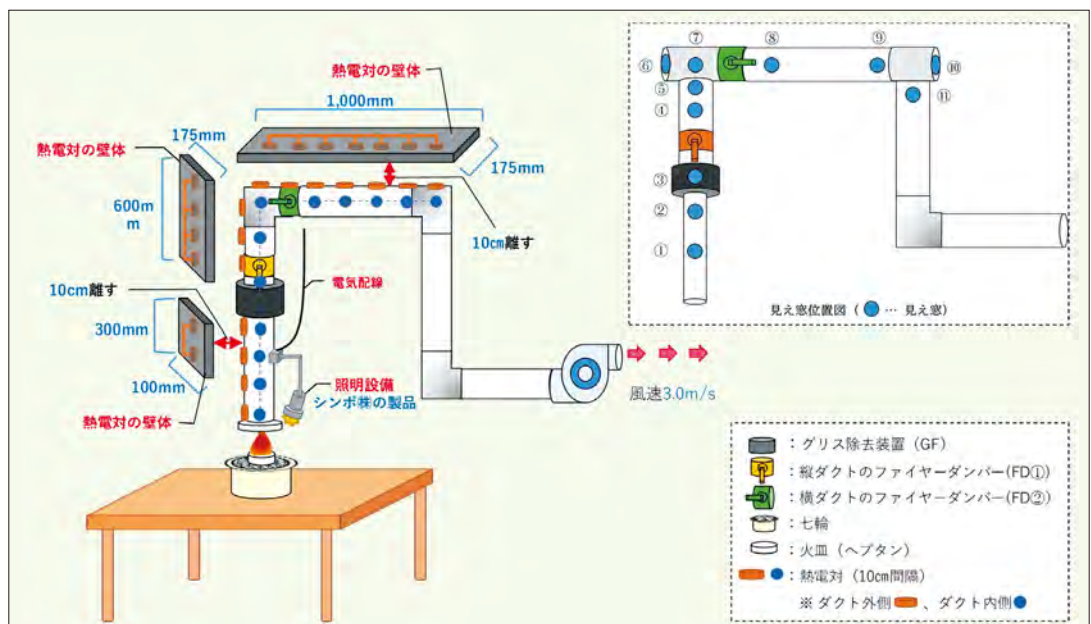


図2 実験装置イメージ図

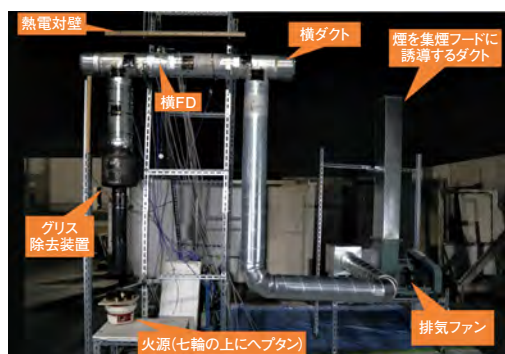


写真2 実際の実験装置

根絶させるよりも、火災が発生した場合の焼損範囲を最小限に抑えること、具体的には、上引き排気ダクト火災発生時の焼損を枝ダクト内に抑え、主ダクトには到達させないことにより、写真1のような火災を発生させないことを目的とした。

調査研究報告書の概要

1. 焼肉店舗における上引き排気ダクトの現状

上引き排気ダクトを採用している焼肉店舗の多くで、縦ダクト部分に防火ダンパーを設置している中、ダクト内の油脂汚れ及び防火ダンパーの温度ヒューズの油脂の付着状況によっては、縦ダクト内に着火した炎が防火ダンパーを突破して延焼拡大するケースが多く、現状の延焼防止対策としては不十分であると言える。

そこで、縦ダクト部分に設置している防火ダンパーの設置位置を横ダクト部分に変更するだけでも、延焼防止効果が高まるのではないかと予測、これを実証するために図2、写真2のような実験装置を作成し、さまざまな設定条件のもと燃焼実験を行った。

なお、燃焼実験は油脂及び炭により最もダクト内が汚れやすい、七輪を使用した焼肉店舗の客席に設けられた上引き排気ダクトを対象とし、検討範囲は上引き排気ダクトの枝ダクトまでに限定した。

2. 燃焼実験の主な結果

燃焼実験の主な結果を以下に紹介する。

- (1) 縦ダクトに設置して延焼突破された防火ダンパーを横ダクトに変更し、さらに温度ヒューズ

ズ(感知温度165℃)を横ダクト断面の上部側に設置することで延焼防止効果が高まった。

- (2) (1)において、温度ヒューズを感知温度165℃のものから120℃に変更した全ての場合で延焼を防止した。
- (3) 上引き排気ダクト燃焼時、縦ダクト及び横ダクトの温度上昇の傾向は同一であり、ともに最高温度のピークを示す時間帯は一致していた。
- (4) 全ての実験結果において、最も延焼防止効果が高かったのは、排気取入口からグリッス除去装置までのダクト内には油脂を塗布せず、きれいな状態として燃焼実験した場合であった。
- (5) 上引き排気ダクトへの着火のしやすさは、風速が遅い方が着火しやすかった。
- (6) 上引き排気ダクト内着火後は、風速が速い方が延焼拡大しやすかった。
- (7) 上引き排気ダクト燃焼時、ダクト表面から10cm離れた位置での温度は100℃未満であった。

本技術基準について

調査研究報告書の結果を受けて、火気器具上部に設置される排気ダクト等に係る技術基準(以下「本技術基準」という。)を策定した。

以下に、主な内容を紹介する。

1. 上引き排気ダクト等の取扱い(図3参照)

- (1) 上引き排気ダクト等は、ステンレス鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板又はガルバリウム鋼板若

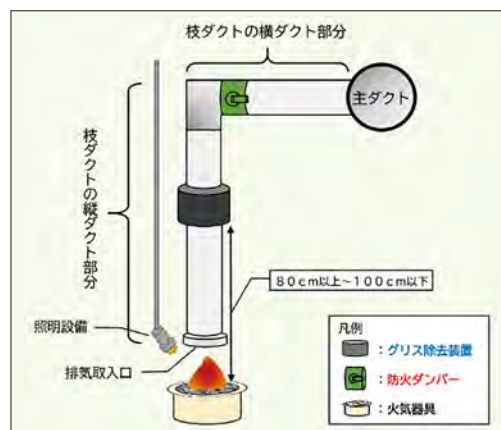


図3 グリッス除去装置、防火ダンパー設置位置例

しくはこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する特定不燃材料で造ること。

- (2) 排気取入口からグリス除去装置までの縦ダクトについては、容易に取り外して点検及び清掃ができる構造とすること。
- (3) (2)以外の上引き排気ダクトの接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。
- (4) 上引き排気ダクト等は、可燃性の部分から10cm以上の距離を保つこと。
- (5) 上引き排気ダクトは火気器具側から、縦ダクト、横ダクト、主ダクトの構成順とすること。
- (6) 上引き排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクトと接続しないこと。
- (7) 上引き排気ダクトは、曲がりの箇所を極力少なくし、立下りを避け、内面を滑らかに仕上げること。
- (8) 上引き排気ダクトは小屋裏、天井裏、床裏等の隠ぺい場所への設置は避けること。

2. グリス除去装置の取扱い(図3参照)

- (1) 上引き排気ダクトには、グリス除去装置を設置すること。
- (2) グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する特定不燃材料で造られたものとする。
- (3) 排気取入口からグリス除去装置までの上引き排気ダクト等の部分は、排気中に含まれる油脂分を75%以上除去することができる性能を有すること。
- (4) グリス除去装置は、排気取入口と防火ダンパーの間に設置すること。
- (5) グリス除去装置の設置位置は、火気器具の火源から80cm以上、100cm以下とすること。
- (6) グリス除去装置は、容易に取り外して点検及び清掃ができる構造とし、予備品を備えること。

3. 防火ダンパーの取扱い(図3及び図4参照)

- (1) 上引き排気ダクトには、防火ダンパーを設けることとし、防火ダンパーはエルボに近接した横ダクト部分に設置すること。
- (2) 防火ダンパーを作動させる温度センサーは、

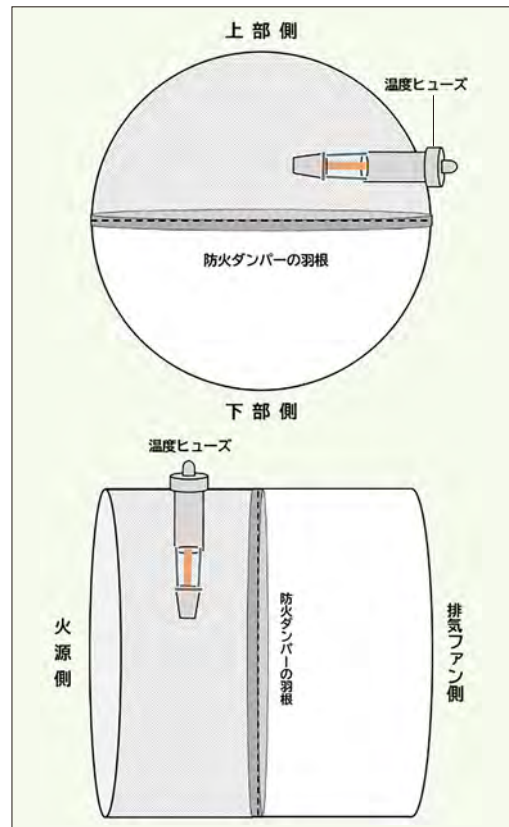


図4 防火ダンパーの温度ヒューズ設置例

横ダクト内の断面上部側に設置すること。

- (3) 防火ダンパー及び防火ボリュームダンパーの温度センサーは、ダンパーの羽根軸を基点として、火源側に設置すること。
- (4) 上引き排気ダクトには、ダクト内の点検及び清掃並びに防火ダンパーの作動状態の確認に必要な点検口を設置すること。
- (5) 温度センサーの作動温度設定値は、概ね120℃とすることが望ましい。

4. 点検及び清掃(図5参照)

- (1) 排気取入口からグリス除去装置までの上引き排気ダクト等は、店舗の営業日ごとに点検及び清掃を実施すること。
- (2) (1)以外の枝ダクトは、目視等による点検を6カ月に1回以上実施すること。
- (3) (2)の点検の結果、枝ダクト内に厚さ0.4mmを目安として油脂汚れが確認された場合は、防火ダンパーを含む枝ダクト内を清掃すること。

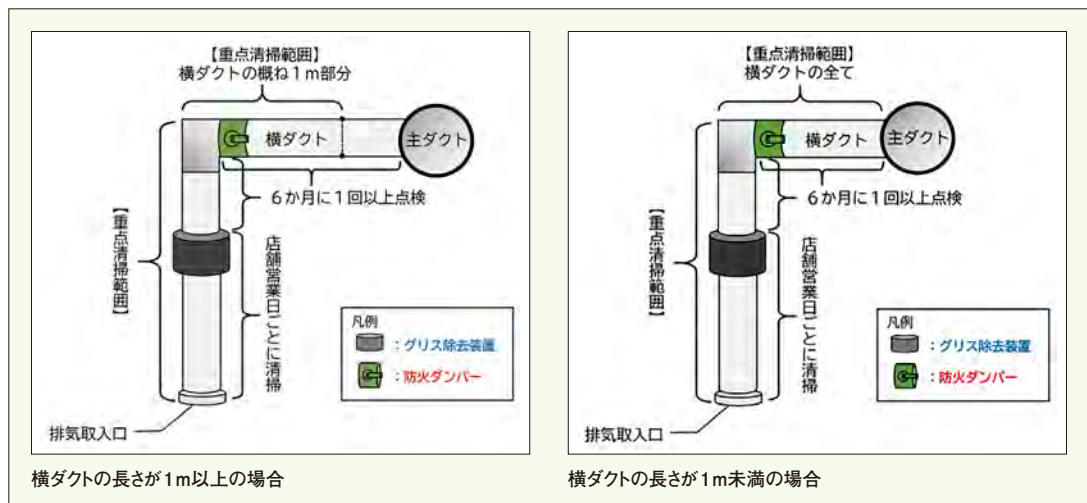


図5 上引き排気ダクトの点検及び清掃

- (4) (3)の清掃は、排気取入口から横ダクトの概ね1mまでの範囲を重点的に実施すること。なお、油脂の付着状況に応じて、上引き排気ダクト等全体を清掃又は交換すること。

5. 従業員等の関係者に対する出火防止対策指導

東京都火災予防条例第56条の2第3項に基づく使用検査の際は、従業員等の関係者に対し、以下の内容を指導すること。

- (1) 利用客が一度に多量の食材を焼かないよう注意喚起すること。
- (2) 一度に多量の食材を焼くことによる火災危険の周知を目的とした掲示物及びメニュー表等を作成し、適切な場所に掲示すること。
- (3) 客席への氷の準備等を徹底すること。

6. その他

- (1) 燃焼に必要な空気の取入口及び排気口について
 - ① 火気器具は、燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気が行える位置に設けること。
 - ② 燃焼に必要な空気の取入口及び排気口の基準として、東京都火災予防条例施行規則第3条の2を準用すること。ただし、上引き排気ダクト等の製造会社等が建築基準法関係を参考に算定した必要換気量を満たす場合はこの限りではない。

- (2) 業務用厨房設備の基準に準じた設備を設置した場合について

本技術基準に替わり、東京消防庁予防事務審査・検査基準第3章第2節第2厨房設備2、(5)、ア「業務用厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクト」の基準を採用した場合は、5の内容を除き本技術基準によらないことができる。

本技術基準の運用スケジュール

本技術基準の運用開始日は2025年10月1日としている。なお、本技術基準のうち、「5. 従業員等の関係者に対する出火防止対策指導」については、2025年4月1日から既に運用を開始している。

既存の上引き排気ダクト等の取扱い

2025年10月1日時点において、既に存する上引き排気ダクト等又は工事中の上引き排気ダクト等に対しては、本技術基準は適用しない。

【参考資料】「火気器具上部に設置される排気ダクトの火災抑制対策に関する調査研究報告書」は、東京消防庁ホームページに掲載している。

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kouhyou/report/duct_fire2.html

消火設備 送水圧力 自在です。

(一財)日本消防設備安全センター型式認定品

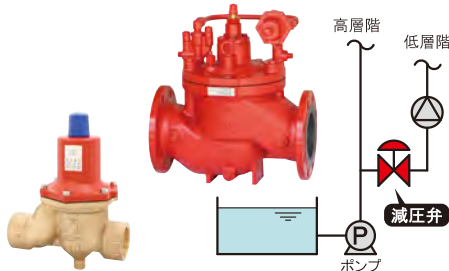
認定番号 減圧弁:VA-047号
VA-102号
VA-107号

一次側圧力調整弁:VA-048号

屋内消火栓、スプリンクラ消火設備に最適。

減圧弁

過大・変動圧力を
減圧で希望の圧力に調整。



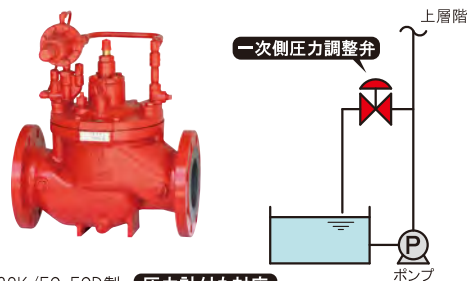
呼び径 40・50/CAC製

呼び径 40～150/10K・16K・20K/FC・FCD製

圧力計付も対応

一次側圧力調整弁

過大・変動圧力を
放出で希望の圧力に調整。



流れ・ビューティフル

株式
会社



URL: <https://www.venn.co.jp>

本社 〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町3-30

TEL. 045(227)5241 FAX. 045(227)5234

営業所 東京/西関東/東関東/北関東/関越/新潟/仙台/盛岡/札幌
大阪/岡山/名古屋/静岡/金沢/広島/福岡/沖縄

ISO9001

認証工場

岩手工場/相模原工場

日本消防設備安全センターでは各種オンライン講習を実施中。

〈以下受講を受付中の講習種別〉

- ・ 消防設備士法定講習
- ・ 第1種、第2種消防設備点検資格者再講習
- ・ 防火対象物点検資格者再講習
- ・ 防災管理点検資格者再講習



消防設備士
オンライン講習
専用サイト



各種点検資格者
オンライン再講習
専用サイト

(左) かかとまで守る新聞足袋は、物が散乱した自宅でも底冷えする避難所でも役立つ。
(右) 3歳の子どもから地震について質問された時、大人よりしっかり考えていて驚いた。



エッセイ

災害時に役立つ！ 日常生活から備える防災スキル

国際災害レスキューナース／一般社団法人育母塾 代表理事 辻 直美

物を買うだけが防災ではない

最近、今まで考えられなかったような自然災害が各地で発生しています。「今までは大丈夫だったから、これからは起きない」とは言い切れません。突然、家にあるもので何とかしのがなければならない状況になる可能性は大いにあります。あなたは、その時に対応できますか？ 特に食事については、物資が手に入らなくなることも考えられます。非常事態が長期に

わたるのであれば、バリエーションのある食事が必要です。同じものを食べ続けることになれば、心も疲弊してしまいますよね。今回は『日常生活から備える防災スキル』についてお話したいと思います。

介護も育児も、被災した時も味変料理で乗り切った

私は毎日買い物に行くわけではありません。出張が多く、東京と大阪の家を行き来する生活なので、

(左)大阪府北部地震で被害がなかった我が家のキッチン (中)同じ12階の隣家の被災状況 (右)家にあるものだけで作った被災初日のご飯



なるべく自炊を心がけています。そこで、残り物をアレンジして全く違う料理に変身させることがよくあります。これはまるでゲームのようで、とても楽しく感じています。

今から20年前、義理の両親の介護をしつつ、2人の息子の育児で必死でした。息子たちの離乳食を作る際には、出汁で野菜やお肉を煮たスープを大量に作っていました。お肉がない時は、冷凍シューマイを凍ったままスープにドボン！すると、シューマイが素晴らしい役割を果たし、皮のおかげでとろみもつき、高齢の義理の両親にも離乳食時代の子どもたちにもちょうど良かったのです。そこから味を変えながら手を加え、各世代に合わせた料理を作っていたことは、今でも良い思い出です。

体調が悪かったり、暑すぎたりして買い物に行きたくない日にも助けてくれるのが「防災メシ」。冷凍餃子や冷凍シューマイを他の料理に取り入れます。

普段からこうした工夫をしておくと、様々な非常事態にも慌てずに対応できます。大阪府北部地震で被災した際には、このテクニックが本当に役立ちました。固形燃料やカセットコンロを使って温かい料理を作り、普段と変わらない料理が食べられまし

た。それだけでも幸せでしたが、手持ちの食材を次々に変身させていろいろな料理を楽しみました。

途方に暮れている近所の人も招いて、冷蔵庫の中にある冷凍食品を持ち寄り、名前のない料理も作りました。意外な組み合わせが絶妙な美味しさになり、「こんなことがなければ、こんな食べ方をしなかったね」と大笑いしたこともありました。

家の中のものは全て備蓄と考える

もしあなたが、「災害時のためにわざわざストックを用意するのは難しい」と思っているなら、日常と災害を切り離して考えているのかもしれませんが。日常のストックと災害用のものを分ける必要はありません。そうすると、スペースも必要になりますし、お金もかかります。その上、1年後にチェックすると賞味期限が切れていたなんてこともよくあります。

現在は「フェーズフリー」といって、普段と災害時を分けて考えないことが主流になっています。家にあるものは日常の食料であり、災害時に使える防災備蓄でもあります。常温で保存しているものだけでなく、冷蔵・冷凍の食品も、私にとっては備蓄品です。

(左)子どもは防災に対して大人が思うより食欲。そして、得た知識は素直に実践します。
(右)大阪府北部地震で被災した日にメスティンと固形燃料で炊いたご飯



災害はいつ起こってもおかしくない

2025年が始まってから8カ月、この間に日本では考えられないような災害が各地で発生しています。今や何が起きるかわからない時代ですから、災害への備えが、以前にも増して重要だと考えています。

防災は被災ゼロを目指すものではありません。「ものの時に怪我をしない」「家の中のものが倒れたり落ちたりしても被害を最小限に抑える」「早く日常に戻ることができる」——それが防災の目的です。災害といえば、大きな自然災害や人災をイメージする人が多いでしょう。しかし、寝坊したり、子どもがテーブルで水をこぼしたり、幼稚園バスに間に合わなかったり、ゴミ出しを忘れたり、電車に乗り遅れたりすることも、全てが災害のようなものです。そんな時に慌てず冷静に対応できるように準備をすることが防災なのです。

慌てない、騒がない、怒らない人は助かる

最近、私はどんなことにも動じなくなってきました。不安を感じることがあっても、冷静な判断の妨げにはなりません。それは、準備を重ねてきたからだと自信を持っています。不安な人は慌て、騒ぎ、そ

して怒ってしまいます。駅で何かのトラブルで電車が止まった際、駅員に怒鳴る人を見かけることがあります。それは他に手段がないことからくる不安の表れです。そんな行動は解決にはならないのはきっと本人もわかっている。しかし抑えることができないのです。だからこそ、「慌てない、騒がない、怒らない」を目指し、少しずつ準備しておくことが大切です。

先日、久しぶりに救命救急外来時代の同期と会い、昔話に花を咲かせました。その中で、「あんたは昔から慌てへんし、騒がへんよね。ちゃんと準備しとったなあ」と言われました。この言葉には驚きました。実際には、準備をしていたというより、その場にあるもので何とかしていたのだと思います。しかし、それは常に周囲を観察し、「これって使えるかな？」と試していた結果かもしれません。そうした気軽なところから始めることが、いざという時に自分を助けてくれるのです。

どんな時でも慌てずにいるために、準備をしましょう。知識をつけ、経験を重ね、必要に応じて物を買ひ、その物を必ず活用する。これだけで手段が増えます。日常のトラブルから災害まで、自分を助けるために、今日から始めてみてくださいね。

第8回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第8回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



消防法令違反に係る是正率の躍進 合理的な査察実施体制の構築

千葉市消防局 予防部 予防課 査察対策室

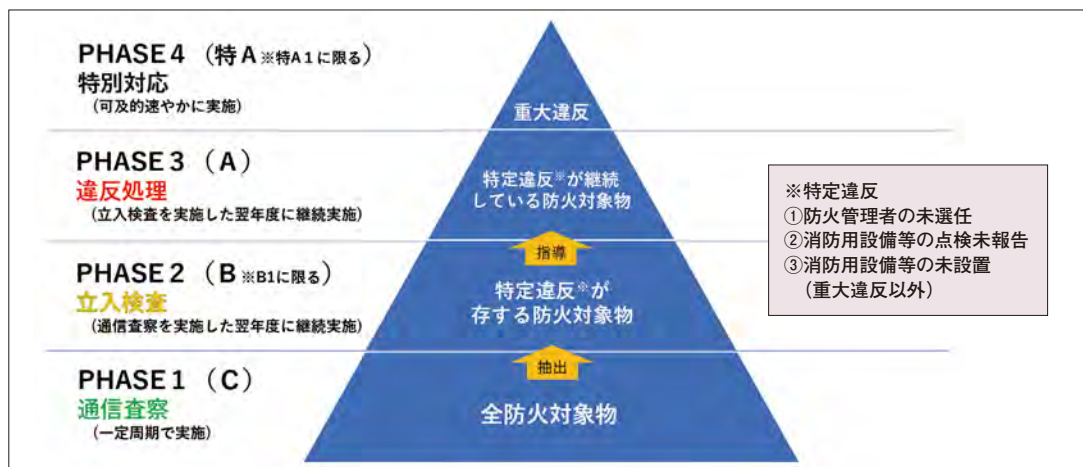
背景

本市は、局予防部と6消防署において、予防業務に専従する職員を配置するほか、消防署及び出張所の消防・救急隊員も査察業務に従事することで、全職員が一体となって査察業務に取り組む体制を整えている。

従前、査察実施件数を重視するあまり形式的な査察に陥り、火災危険性に直結する消防法令違反に対して迅速な対応が図られていなかった状況を踏まえ、平成28年4月から火災危険性に応じた緊急度、優先度を考慮した査察対象物の選定基準の明確化、査察業務の数値化・見える化により査察体制の合理化に取り組み、平成29年の第1回予防業務優良事例表彰において入賞

を頂いた。この取組により、消防法令違反の是正率の向上や重大違反に対する違反処理体制の確立など、様々な奏功点があった一方、6年を経過し、重大違反以外の違反に対する違反処理の停滞、査察の長期未実施、主として予防業務に専従しない交替制勤務職員（以下「交替制職員」という。）の多くが直面する「査察の壁」などの課題が顕在化してきた。

これらの課題をさらに改善すべく、当局では「火災危険性と悪質性に応じた段階的な査察の徹底」及び「全防火対象物に対する網羅的な査察の実施」を目標とした合理的な査察実施体制の構築に係る規定の整備を実施した。また、その効果を持続させるため、交替制職員の目線に



査察執行体制図

立った査察執行状況の管理体制やマニュアルの整備などの方策について、多面的に検討を実施した（令和3年度に試行運用、令和4年度から正式運用開始）。

取組内容

Ⅰ 合理的な査察実施体制の構築に係る規定の整備

これまでの査察体制を教訓とし、2つの目標「火災危険性又は悪質性が高い違反に対して遅滞なく違反処理を行うこと」「全対象物に適切な頻度で査察を実施すること」を達成するための査察体制を構築した。

(1) 重大違反以外の違反の定義付け

消防法令違反の火災危険性に応じた査察を実施するため、重大違反以外に「特定違反」（防火管理者未選任、設備点検結果未報告、消防用設備等の未設置（重大違反を除く。））という区分の定義を新たに行った上で優先度を定め、限られた人的資源を優先度が高い防火対象物に割り当てる体制とした。

(2) 段階的な査察の実施

消防法令違反の悪質性に応じた査察を実施す

るため、新たに「4つのPHASE（特A・A・B・C）」を定め、違反是正の進捗に応じて順次PHASEを移行させることで、段階的で効率的な査察が実施できる体制とした。

(3) 通信査察の導入

上記Ⅰ(1)及び(2)の体制を確立するため、新たに「通信査察（電話や電子メール等の通信機器を活用した調査及び指導）」を導入し、効率的に防火対象物に存する特定違反を抽出できる体制とした。

Ⅱ 交替制職員の目線に立った査察執行状況の管理体制の整備

査察を実施する消防局、消防署、出張所それぞれの査察の実施状況を一元的に管理し、効率的かつ確実に把握できる体制を構築した。

(1) 主任査察員

上記Ⅰの整備による効果を持続させるため、出張所で勤務する交替制職員に対するアドバイザーとして、全出張所に「主任査察員（主に予防技術資格者）」を指定した。

(2) 執行管理一覧表

当該年度中に査察を実施する計画がある全防火対象物の査察執行状況を整理した「査察執行

査察の実施基準と方法

査察対象物区分		実施基準	査察方法	対応者
特A1	重大違反のある防火対象物	可及的速やかに実施	違反処理	署予防日勤
特A2	社会情勢及び火災危険性等を考慮し、特別な対応が必要であるとして年度ごとに予防部長が指定する査察対象物	指定された年度に1回以上	部長が指定	署予防日勤 署交替制職員
特A3	管轄区域の状況等を考慮し、特別な対応が必要であるとして年度ごとに署長が指定する査察対象物	指定された年度に1回以上	署長が指定	署予防日勤 署交替制職員
A	昨年度にB1区分又はB2区分として立入検査を実施した防火対象物で、特定違反が継続しているもの	速やかに実施	違反処理	署予防日勤
B1	昨年度にC1区分又はC2区分として通信査察を実施した防火対象物で、特定違反が継続しているもの	当該区分に指定されてから2年以内に1回以上	立入検査	署予防日勤 署交替制職員
B2	特定一階段等防火対象物	1年に1回以上		署予防日勤
B3	石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等特別防災区域に存する防火対象物	3年に1回以上		局査察員
C1	特定違反のある防火対象物で、当該特定違反が継続している期間内に査察を実施していないもの（C3区分又はD区分に該当するものを除く。）	指定された年度に1回以上	通信査察	署予防日勤 署交替制職員
C2	特定違反のない防火対象物（C3区分又はD区分に該当するものを除く。）	5年に1回以上		署予防日勤 署交替制職員
C3	消防法施行令別表第一（5）項口に掲げる防火対象物	7年に1回以上		局査察員 署予防日勤 署交替制職員
D	延べ面積150㎡未満の防火対象物	必要に応じて実施	適宜判断	署予防日勤 署交替制職員



管理一覧表」を全職員がいつでも閲覧できるものとし、また、違反処理の履行期限が超過したものについては強調表示されるなどの改善を加えたことで、査察執行状況のさらなる見える化を図った。

(3)査察執行責任者

全消防署及び全出張所に「査察執行責任者(管理職員)」を指定し、上記②(2)の査察執行管理一覧表を用いた査察の進捗状況の管理、指示及び調整を徹底した。

③ 交替制職員の目線に立った査察業務の力強い味方「査察業務マニュアル」の整備

上記①の整備による効果を持続させるため、交替制職員を含めた全職員が本取組の趣旨を理解できるよう、次に掲げるコンセプトを基に「査察業務マニュアル」を整備した。

【コンセプト1】

散在している査察に関する通知などを集約し、査察業務で実務上必要な内容を9割以上網羅できる「オールインワン・マニュアル」

【コンセプト2】

交替制職員が予防業務専従職員によく問い合わせる内容などを盛り込み、その場で全て解決できるような「ワンストップ・マニュアル」

成果

上記①(1)の特定違反について、本取組を開始する以前(令和2年度)の是正状況と比較し、本取組後の経過について評価を行ったところ、それぞれ飛躍的に改善していることがわかった。掲載のグラフ以降もこの改善傾向は維持しており、消防用設備等の点検結果報告率は令和6年度末において79.9%と、更なる改善が確認できた。

当局では、本取組により、合理的な査察実施体制が構築された結果、これらの成果に結びついたものであると考察している。

おわりに

今後も査察業務が抱える諸課題を分析し、査察の実効性を向上させるための改善策について、継続して検討し、多面的な方策により査察業務の強化を図りたいと考えている。

また、査察業務マニュアルについても同様に、改善に係る検討を行い、より交替制勤務職員の一助となるよう継続して改正していく所存である。



はじめに

さいたま市消防局の査察執行体制は、査察の企画立案及び違反処理の技術指導部門として消防局に査察指導課を設置し、各行政区を管轄する10消防署に配置された管理指導課職員（毎日勤務の予防要員）並びに各消防署及び出張所に配置された警防要員が兼務の予防要員として立入検査を実施しており、違反処理にあつては、査察指導課職員と各管理指導課職員が連携して実施している。

本稿では、危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第23条の3第1号及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の49の3第2号に規定する「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当する地下専用タンクを有する一般取扱所に対し、当局としては初となる消防法（以下「法」という。）第12条

第2項の規定に基づく基準適合命令を発令した事例について紹介する。

危険物施設の概要

本事例に係る危険物施設は、主に酒類を販売する個人商店の敷地内に設置された灯油販売のための一般取扱所である。当該商店は夫婦で経営しており、妻（以下「A」という。）が商店の代表、夫（以下「B」という。）が従業員という立場であるが、危険物取扱所設置許可申請書に記載された設置者はBとなっており、灯油販売に係る業務は主にBが担当している。

その他、一般取扱所の地下専用タンクの概要は以下のとおり。

- タンク材質：鋼製(SS-400)
- 埋設方法：直接埋設
- 設置年月日：昭和56年10月13日

腐食のおそれが高い 地下貯蔵タンクに対し基準適合 命令を発令した事例

さいたま市消防局見沼消防署管理指導課 消防司令 霜田智和



- タンク板厚：6 mm
- タンク容量：9,600 L
- 塗覆装：アスファルト +
アスファルトルーフィング10mm

事前調査及び立入検査の実施

(1)事前調査(令和3年5月12日)

当局では、「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当することが見込まれる危険物施設に対し、郵送による事前通知及び現地調査を実施している。本事例の危険物施設についても、郵送による事前通知後に現地調査を実施し、設置年数が40年以上となる令和3年10月13日までに一定の措置を講じなければ違反となること及び同日以降に改めて立入検査を実施する旨を関係者に伝達した。

(2)立入検査の実施(令和3年10月13日)

設置年数が40年以上となったことにより、「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当したため、管轄消防署の管理指導課職員が立入検査を実施した。

当日、設置者であるBは体調不良であることから、商店の代表であるAの立会いにより立入検査を実施した結果、危規則第23条の3第1号に規定する「地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための告示で定める設備」(高精度液面計等)が設置されていないことを確認したため、立入検査結果通知書により指摘した。

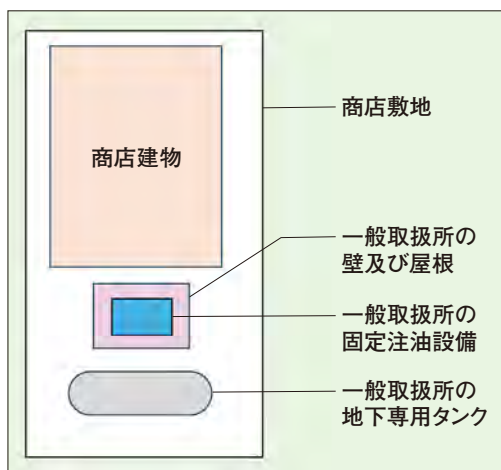
この指導に対し、Aから「事業の後継ぎもいないため、タンク内の灯油を売り切れば施設は廃止する」との主張があった。

警告への移行

(1)警告に係る違反調査(令和3年12月20日)

一定期間が経過しても、改善に向けた計画書が提出されなかったこと及び指摘事項の改善が確認できなかったことから、A、B立会いの下、警告を実施するための違反調査を実施した。

調査を実施する中で、A、Bから「近隣の需要もあり断定できないが、来年3月頃を目途に施



危険物施設配置図(イメージ)

設の廃止を検討しているため、高精度液面計等を設置する施設の改修は行わない」との主張があった。

違反調査にあたり、名宛人特定のため取得した土地・建物登記簿によると、土地の所有者はAであること、商店建物の所有者はBであることが判明した。

なお、土地・建物登記簿には一般取扱所の登記はなかったが、設置者がBであること、Bが主として灯油販売業を行っている旨の供述があったことから、Bを名宛人として違反処理を進めることとした。

(2)警告書の交付(令和4年2月16日)

調査の結果、是正に要する期間は2か月が妥当と判断し、履行期限を令和4年4月16日までとして、管轄消防署長名でBに対し警告書を交付した。

なお、警告書交付以降、Bとの連絡がとれなくなり、専らAが対応することとなった。

(3)警告後の経過

警告書における履行期限経過後に電話連絡及び現地確認をするも、Aは、一貫して「灯油を売り切れば施設は廃止する」と主張し、是正に向けた具体的な進捗は見られなかった。

本来であれば、履行期限の経過後、速やかに命令へ移行するところであるが、当時の担当課は命令への移行に踏み切れずにいた。

移行できなかった原因としては、設定した履行期限が年度をまたいだことで、4月の人事異動により所属長及び担当職員が変わり、事務が停滞してしまったこと、また、Aの供述のとおり、灯油を売り切れば施設を廃止してくれるだろうという希望的観測があったことなどが考えられる。

命令への移行

(1)命令に係る違反調査(令和5年5月19日)

警告書の履行期限から1年以上経過しても依然として是正されない状況を踏まえ、管轄消防署と査察指導課とで協議をし、命令への移行を決定した。

命令に係る違反調査の実施にあたり、関係者に電話連絡するが、Bとは連絡がとれず、A立会いの下、現地調査を実施したが、状況は変わらず、依然として「灯油を売り切れば施設を廃止する」の一点張りであった。これまでの主張から地下専用タンクに残存する灯油は数年前に荷卸しされたものと思い、Aに対し、劣化灯油の危険性について説明したところ、Aから「今年の3月に購入した灯油だから、劣化はしていない」との発言があった。

「灯油を売り切れば施設を廃止する」と主張していた一方で、新たに灯油を購入し、地下専用タンクに荷卸しをしていたのである。この事実が示す関係者の是正意思の希薄さによって、命令の妥当性について再認識することとなった。

(2)名宛人の適格性について

法第12条第2項の規定に基づく基準適合命令の客体は、「製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者」である。警告と同様にBとすることが妥当と考えていた

ところではあったが、局査察指導課と検討を進める中で、今一度、名宛人の適格性について確認した結果、以下のような疑問が生じた。

- 一般取扱所の所有権等を示す登記等の書類がなく、「一般取扱所の設置者」であることと、関係者の供述だけをもって「製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者」であると言えるか。
- 土地と建物の所有者が異なることから、登記されていない一般取扱所を「建物の従物」と解するか、あるいは「土地の定着物」と解するかによって、名宛人がAとなる可能性もあるのではないか。

(3)弁護士相談事業の活用

前述の疑問点を解決するため、総務省消防庁の弁護士相談事業を活用し、基準適合命令の名宛人及び基準適合命令に従わなかった場合に発令する法第12条の2第1項第3号の規定に基づく許可の取消し又は使用停止命令の名宛人について、担当弁護士に意見を求めたところ、おおむね以下のような回答を得た。

名宛人の判断にあたり、民法における「主物」と「従物」の概念を前提とする必要がある。「従物」とは、ある物(主物)の経済的効用を助けるため継続的に附属する物のことをいう。例として、ガソリンスタンドに附属する地下専用タンクは店舗用建物の効用を助ける附属物であるとして、「従物」に該当するとされている。本件の地下専用タンクが地上の建物(商店)の経済的効用を助けるために附属された物とすると、建物(商店)の従物に該当することから、その所有者はBと解される。

以上を踏まえると、警告や命令については通常、対象物について権原を有するのは所有者であることからBを名宛人とするのが妥当といえる。あわせて、本内容における基準適合命令に従わない場合、次に行う許可の取消し又は使用停止命令を行う場合においても、名宛人はBとするのが妥当といえる。

(4)命令書の交付(令和5年8月30日)

担当弁護士から得た回答をもとに、命令の客

関係者の権利関係

A	B
土地の所有者 商店の代表者	商店建物の所有者 商店の従業員 危険物施設の設置者 危険物施設の管理者
※一般取扱所に関する登記情報はなし	

体は警告と同様にBとすることが妥当であると判断し、Bを名宛人として命令書を作成。履行期限を2か月後の令和5年10月30日とした。

なお、事前連絡時Aは、Bが立ち会うことを約束していたものの、当日Bは不在であったため、Aに命令書を交付した。

同日、商店の出入口に命令に係る標識を掲示するとともに、各区役所、消防署所の掲示板に公示文書を掲示、あわせて、当市のホームページに命令を受けている対象物として公開した。

(5)命令後の経過

令和5年9月15日、命令事項に係る是正計画書が提出され、令和5年10月16日に施設の廃止に係る工事を行う予定との報告を受ける。

令和5年10月17日、危険物取扱所廃止届出書が提出され、残存危険物の抜き取り、廃止に伴う工事の施工状況、その他設備の撤去状況について写真が提出される。

同日、A立会いのもと現地確認を実施し、危険物施設が廃止されたことを確認したため、命令を解除した。あわせて、命令に係る標識、公示文書を撤去し、ホームページへの公開を削除した。

本事例を振り返って

本事例では、指導からは是正完了まで約3年の月日を費やし、その間に人事異動による担当職員の交代等もあり、消極的な理由により命令への移行が遅れてしまったことは、反省点というほかない。本職も人事異動により令和5年度から本事例に携わることとなったが、一貫した指導の重要性を改めて感じた次第である。

法第12条第2項の基準適合命令は当局としては初めての事例であり、法第17条の4に規定する消防用設備等の設置維持命令とは異なる規定内容、屋外や地中に存する未登記施設の所有権の解釈、あるいは危険物施設特有の「設置者」という概念に、大いに悩み、戸惑ったものであるが、本職としても得難い経験となった。

また、名宛人の検討にあたっては、弁護士相談事業による弁護士の助言が大変参考となった。本事例に限らず、権利関係等について判断に迷

違反是正への指導経過

昭和56年10月13日	本事例の一般取扱所の地下専用タンク設置
平成22年6月28日	既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に関する危規則改正
平成23年1月	市内対象事業所に対して、法令改正に関する通知を郵送
令和2年11月	次年度に違反となる対象事業所に対して、法令改正に関する通知を郵送
令和3年5月12日	事前調査
令和3年10月13日	設置から40年経過し、「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当したため、立入検査を実施
令和3年12月20日	警告に係る違反調査
令和4年2月16日	警告
令和4年4月16日	履行期限
令和5年5月19日	命令に係る違反調査
令和5年8月30日	命令
令和5年9月15日	是正計画書提出
令和5年10月16日	廃止に係る工事を実施
令和5年10月17日	危険物取扱所廃止の届出廃止の確認をもって命令解除

う事例があれば、弁護士相談事業を積極的に活用することが望ましいと感じた。

最後に、本事例は違反処理を進めた結果、最終的に施設の廃止をもって是正完了となった事例である。関係者は、指導当初から「灯油を売り切ったら施設を廃止する」の一点張りであり、頑なに指導に応じなかったとはいえ、40年以上営業してきた個人商店が消防の指導により結果的に廃業に至ってしまったことには、少なからず心苦しく思うところではある。しかし、既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策が、過去の流出事故等を教訓に規制強化されたものであることを踏まえれば、いたずらに違反処理を留保することは適切とは言えない。市民の安全・安心を守るべき消防職員として、法の規定に則り、粛々と対応していく姿勢を示すことが大切であると改めて感じた。

事例研究

川崎市消防局
予防部予防課調査係
白取賢理

ガスコーヒー焙煎機から出火した火災事例

本稿では、飲食店舗内で稼働中のガスコーヒー焙煎機から出火した火災への鑑識結果と製造業者に対する消防の調査結果を受け、製造業者のホームページで注意喚起等、火災予防対策が図られた事例を紹介する。

●はじめに

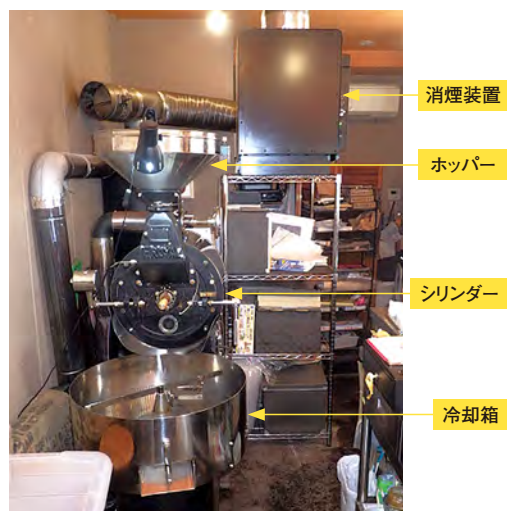
本火災は、飲食店舗内で稼働中であったガスコーヒー焙煎機から出火した火災である。鑑識の結果から、製品は珈琲豆焙煎前の暖気運転中、排気ダクト管内に堆積した珈琲豆のくずから出火したものであり、当該くずの分析結果から酸化発熱も本火災の発生に関与していることが分かった。さらに製造業者に対しての消防の詳細な情報収集の結果、清掃頻度等メンテナンス情報が記載されている取扱説明書は、各使用者に知らされることなく改訂され、新旧複数存在することが判明し、本事案製品所有者が参考としていた購入時添付の取扱説明書記載の清掃頻度では、ダクトから出火する可能性があることが分かった。消防の調査結果を受け、製造業者によるホームページ上での注意喚起等、火災予防対策が図られた事案である。

●火災概要

- (1)出火日時：令和5年6月11時53分頃
- (2)出火場所：川崎市中原区（複合用途建築物・飲食店舗部分）
- (3)被害状況：
 - ア 人的被害：なし
 - イ 物的被害：飲食店舗内の壁面及び各収容物焼損

●発見・初期消火・通報時の状況

所有者は暖機運転を開始した約20分後の11時35分頃に焙煎機の火を消し、製品の暖機運転作業を終了している。その後、店舗内で別の作業を行っていたところ、11時50分過ぎに店内で焦げ臭さを感じ、焙煎機を確認すると、焙煎機に縦に繋がる排気ダクト管2本が真っ赤に赤熱しているのを発見し、店内の水道水を使用して初期消火活動を行っている。一方、屋外では、通行人が出火建物からの自動火災報知設備の鳴動音及び壁面の排気口から勢いよく白煙が噴出している本火災を視認したことから、119番通報を行っている。



焙煎機の外観と構造

◆製品の仕様

製品は製造業者が国内工場で製造しているガスコーヒ焙煎機で、電源は単相交流100V、シリンダーを回転させる本体モータ、排気用の排気ファンモータ、冷却箱用の攪拌モータを有している。また、珈琲豆を加熱するバーナーヘッドは9個で13Aガス用となっており、珈琲豆の最大投入量は5kgである。

◆第1回実況見分

焙煎機で焼損が認められるのは、縦ダクト及びつなぎダクトに限られ、ダクト管の金属部分が黒色及び一部茶色に変色しているのが認められる。

◆使用者からの聴取

使用者から、普段の使用、清掃状況及び焙煎機の構造を聴取した結果を下記に記す。

ア 珈琲豆の焙煎は、焙煎機ホッパーから生の珈琲豆を入れ、シリンダー内で焙煎を行う。シリンダーにはパンチングが施されていて、シリンダー下部に設置されているガスバーナーの火が直接珈琲豆に当たり焙煎が行われ、焙煎が終了した珈琲豆は冷却箱で冷まし、その後取り出す造りとなっている。珈琲豆を焙煎すると、豆の周りに付いている「チャフ」と呼

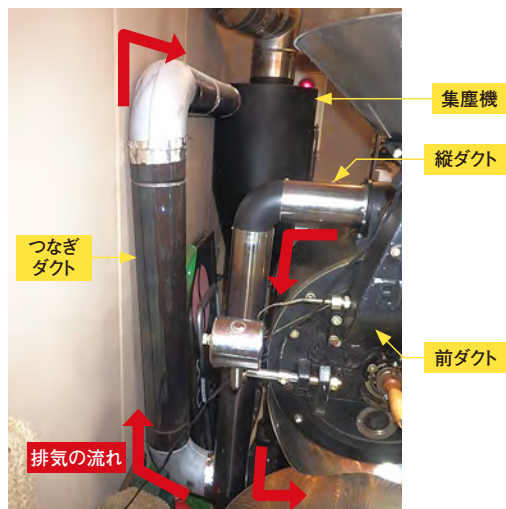
ばれる薄皮が取れるため、これを集塵機などで収集をしている。また、珈琲豆及び薄皮には植物性の油が含まれている。

イ 焙煎機には2本の排気ダクト管が設置されており、シリンダー上方の焙煎機上部から焙煎機下部の排気ファンに繋がる「縦ダクト」、排気ファンから集塵機へ繋がる「つなぎダクト」がある。排気の流れは、暖機運転及び焙煎時に、シリンダー内で発生した高温の熱風は縦ダクト、排気ファン、つなぎダクト、集塵機に流れて、その後消煙装置を経て屋外へと排出されるものである。

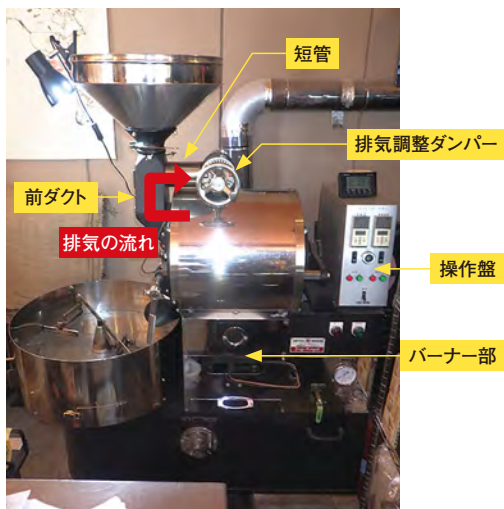
ウ 焙煎機は焙煎時間の短縮等のため、珈琲豆焙煎前に暖機運転で予熱をかけることとなっている。暖機運転、焙煎時には、シリンダー部分の温度は約200度まで達するため、シリンダー排気側の温度は約230度まで上昇することから、排気ダクトもかなりの高温となる。この中でも、排気の上流に位置する縦ダクトは、最も温度が高くなっている。また、ダクトの清掃は購入時添付されていた取扱説明書を上回る3か月に1回の分解清掃を行っている。

◆製造業者からの聴取

所有者が保管していた取扱説明書には、縦ダクト・つなぎダクトの清掃頻度について、「1年



集塵機に至る排気の流れ



シリンダーからの排気の流れ

に1～2回」と記載されているのに対し、消防が製造業者から入手した取扱説明書には同箇所の清掃頻度について「1か月に1回」と記載されている。この清掃頻度について製造業者は「今回火災になった製品には、2種類の取扱説明書が存在します。2005年8月1日作成の旧取扱説明書、2017年4月に更新された新取扱説明書です。その時に清掃頻度についても更新されました。この更新について、旧取扱説明書の時期の購入者には周知していません」と説明する。

◆第2回実況見分(合同鑑識)

本体モータ、排気ファンモータ、攪拌モータに焼損や変形等はなく、各モータのマグネットスイッチ及びメイン基板に異状は認められない。また、デジタルマルチメータを使用して、メイン基板用電流ヒューズの抵抗値を測定するも異状がないことから各電気関係について出火に起因する異状は認められない。

機械室内部のガス配管を見分すると、メイン配管から2本に分岐し、「バーナーヘッド用の配管」及び「種火用の配管」となっている。各ガス配管及びガス遮断用電磁弁に焼損等は認められず、接続部分に緩みも認められない。

バーナーヘッドを見分すると、縦3口、横3口、計9口のバーナーヘッド及び種火が設置されている。バーナーヘッドの火口は網目状になっており、目詰まりは認められず、外観上焼損及び変形は認められない。バーナーヘッド下部に設置されている受け皿を取り出し見分すると、炭化物等の堆積は認められない。

シリンダーの外観は、パンチングが複数施され、白く変色している部分があるが、局部的な変形及び溶融等は認められない。シリンダー内には少量の珈琲豆のくずが堆積しているのが認められる。

排気系統を見分すると、前ダクト及び短管に焼損等はなく、短管内部には全体的に黒色の付着物が均等の厚みで固着している。その先にあるシリンダー内の温度調整を行う排気調整ダンパーに異状は認められない。



シリンダー内に堆積していた珈琲豆のくず

ダクト管全体の中で焼損が著しいのは、縦ダクトの下部及びつなぎダクトの下部で、このうち縦ダクトの下部については、全体的になすび色に変色して焼損が認められ、さらに下部で本体に接続されるエルボ付近については、楕円状の大きさで茶色に変色しているのが認められる。さらに、縦ダクト下部のエルボ内を見分すると、全体的に黒い炭化物が固着しているのが認められる。

また、縦ダクト下部の接続口を見分すると、白色の灰化物が下側を中心に最大10.14mmの厚みで堆積して焼き付いているのが認められる。

次に排気ファンを取り外し、羽根部分を見分すると、部分的に黒色の炭化物の固着が認められる。排気ファンの羽根部分を徒手で回転させるも、モータ軸の拘束は認められない。排気ファン取り外し後の製品内部を見分すると、全体的に焼けて黒く変色しているのが認められる。

集塵機のつなぎダクト接続部分内部を見分すると、堆積物等は認められず、全体的に茶褐色に変色しているのが認められる。集塵機の掃除口の蓋を取り外し、内部を見分すると、全体的に白色の灰化物及び煤が付着しているのが認められる。下部のチャフ箱内も同様に灰化物及び煤が少量堆積しているのが認められる。

消煙装置内部には5枚のフィルターが設置されているが、各々煤けが認められるものの、焼けは認められない。



取り外した縦ダクトとつなぎダクト



縦ダクトの変色



縦ダクト下部エルボ内の炭化
及び灰化物

◆ダクト管内堆積物等の分析

各ダクト及び接続口に堆積していた炭化物について、珈琲豆のくずであるかの確認も含め、川崎市消防局研究開発室にてガスクロマトグラフ質量分析計を使用して鑑定したところ、カフェイン等を含む不飽和脂肪酸及び飽和脂肪酸が検出されたことから、珈琲豆のくずが堆積していたことを確認した。

◆作動点検

焙煎機操作盤に設置されている主電源を入の状態にすると、2つのデジタル温度計は異状なく表示され、排気ファン、シリンダー及び冷却箱も異状なく作動しているのを確認する。

次にバーナーのガス栓を開の状態にし、操作盤下部の種火ボタンを押すと異状なく種火が点火されており、ガス調整バルブを開の状態にすると、9つあるバーナーヘッドに異状なく点火されているのを確認する。

◆検討結果及び結論

実況見分のとおり、電気及びガスに起因する火災については、各部に焼損及び破損が認められず、作動点検においても異状が認められないことから否定し、「ダクト管内に堆積していた珈琲豆のくずからの出火」について考察する。

ガスコーヒー焙煎機全体の焼損状況の見分で、最も焼けが強いのは、シリンダー上部から排

気ファンの間に接続されている排気系統の縦ダクトである。この縦ダクトは排気系統の中で最も上流側にあたり、シリンダー側排気温度は最高で230度となっており、バーナーを使用した稼働中は、常に高温環境にさらされている。

縦ダクトの下部エルボ部分及び当該エルボが接続される本体側接続口には炭化及び灰化物が堆積して固着しているのが認められ、縦ダクトの焼損は下部エルボ付近を中心になすび色及び局部的に茶色に変色するなど、発熱の痕跡が残されている。

また、これら炭化物等の分析において、カフェイン等を含む不飽和脂肪酸及び飽和脂肪酸が検出された事実から、当該焼損物は珈琲豆のくずと考えられ、このくずが縦ダクト下部エルボ付近で発火したことにより、本火災が発生した可能性が高い。

出火直前、焙煎機は、所有者により暖機運転が行われていた。火のついた珈琲豆のくずが舞い上がっているのを日常的に所有者が視認している事実から、火のついたくずが縦ダクトを流れて堆積物に達し、最終的に着火した可能性は十分に考えられる。さらに、くずが発火に至る温度上昇の一因として、200度を超える高温環境の中で、堆積していた珈琲豆のくずの油脂等が酸化発熱した可能性も否定できない。以上のことから、これらが複合的に起因して堆積していた珈琲豆のくずが発火し、本火災が発生したも

のと結論付けた。

◆再発防止について

火災の発生に直接的に関与したのは、清掃不良に伴って、縦ダクト下部エルボ付近に珈琲豆のくずが堆積したことである。しかしながら、所有者は購入当時添付されていた取扱説明書記載の清掃頻度を上回る3か月に1回の清掃を行っていたが、製造業者は取扱説明書を改訂しており、「1か月に1回の清掃を行わなければ火災発生のおそれがある」としていたものである。

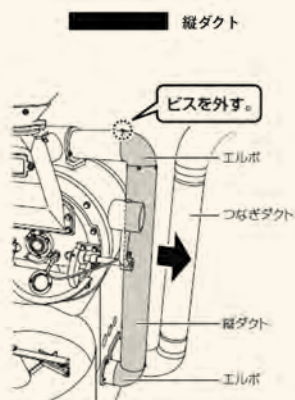
この「取扱説明書」と「製造物責任法(PL法)」の関係について考察すると、製造物の欠陥は、「①設計上の欠陥」「②製造上の欠陥」「③指示・警告上の欠陥」の3つが定義されている。取扱説明書の内容は、製造業者が③指示・警告上の義務を果たすため、正しい使い方、行ってはならないこと、逆に行わなければならないこと等を記載し、当該製造物の安全性を確保している。

焙煎機のダクト清掃について

焙煎機の排気ダクトの清掃不足でダクト火災を起こす例が増えています。

特に[]ご使用いただいているお客様で、縦ダクト下のエルボが火気源となっている例が多く報告されています。いずれも清掃不足が原因で、閉塞した排気経路に燃えたチャフ等が引火してダクト火災を起こしています。

コーヒーの油分が排気経路に付着するため、焙煎機をご使用いただくうえで、排気経路の清掃は必須となります。お客様ご自身で清掃作業を行なっていたり、一度清掃を行なっていますが、ダクト火災を起こさないよう、いまだ排気ダクト等の内部の点検をし、必要に応じて清掃を行ってください。



※特に下側のエルボが汚れの溜まりやすい箇所です。

注意喚起文

製造業者は、取扱説明書に記載される情報に変更があるのならば、最新の内容に随時更新し、消費者の安全を守る責務を負っている。ガスコーヒー焙煎機製造業者が、ダクトの清掃不良に伴う火災の情報収集を行う中で、縦ダクトの清掃頻度を「1年に1～2回」から「1か月に1回」に変更していたことについては、指示・警告上の義務を果たしていたと言える。一方で、旧取扱説明書を所持し、この記載内容を遵守している消費者に対する変更点の周知を怠り、本事業のように火災という重大な事故を招いた。

以上のことから、再発防止に向け製造業者に火災予防対策を要望した結果、以下の対策がとられることとなった。

- 製造業者ホームページに、縦ダクト火災事案についての注意喚起文を掲載し、清掃をこまめに行うよう周知する。
- 本火災事案及び消防からの要望を社内教育を通じて共有し、セールス及びサービス時等において、各ユーザーに最新の取扱説明書についての説明を行う。

当局は、消防庁と連携して本製品等の火災発生状況を注視して情報収集を進めていく。

◆おわりに

製品火災発生時、鑑識に向けての事前準備、情報収集及びテクニカルガイド等各種資料の入手については、調査手法が浸透し、各消防本部でスムーズに鑑識を行えるようになってきており、年々レベルは向上している。しかしながら、取扱説明書のバージョンの確認、新旧複数存在するか等の確認については、さらに意識を高めて情報収集する必要性があり、単に「メーカーから必要資料を入手した」だけで満足してはならない。本事案は、この資料入手の基本事項について、重要性を再認識した火災であり、詳細な見分及び鑑識機器を用いた分析と合わせて、原因の判定及び再発防止対策に結び付けたものである。本事案を全国の消防機関と共有することで、今後の調査技術等の向上に繋がることを期待する。

芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
使用圧：1.6		
65	コ第7～13号	2002～2008
	コ第11～11号	2002～2005
	コ第14～10号	2005～2008
	コ第14～10～1号	2003～2008
	コ第15～1号	2005～2008
	コ第15～4～1号	2003～2008
	コ第58～11～5号	2002～2007
	コ第15～4号	2004～2008
65/50	コ第11～16号	2002～2006
50	コ第1～10号	2003～2008
	コ第1～10～1号	2007.2008
	コ第11～12号	2002～2008
	コ第15～3号	2003～2008
40	コ第3～4号	2007.2008
	コ第3～4～1号	2007.2008
	コ第11～13号	2002～2008
使用圧：1.3		
65	コ第2～2～1号	2002.2003
	コ第2～2～3号	2002.2004
	コ第10～8～1号	2002.2003
	コ第10～8～2号	2003

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
65	コ第11～18号	2002～2005.2007
	コ第14～11号	2002～2008
	コ第14～11～2号	2008
	コ第14～21号	2003～2008
	コ第14～21～1号	2003～2008
	コ第15～6号	2004～2008
	コ第15～6～1号	2003～2008
	コ第15～28号	2003～2008
	コ第18～47号	2007.2008
	コ第58～14～1号	2007.2008
65/50	コ第11～14号	2002～2008
50	コ第1～8号	2003～2008
	コ第1～8～1号	2004～2008
	コ第2～9号	2002～2008
	コ第2～9～1号	2002～2008
	コ第8～12号	2002～2007
	コ第15～16号	2003～2008
	コ第15～16～1号	2003.2006～2008
	コ第60～4～1号	2002～2007
	コ第60～4～3号	2002～2005.2008
	コ第60～4～4号	2002～2008

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
40	コ第3～3号	2002～2008
	コ第3～3～1号	2007.2008
	コ第4～13号	2002～2008
	コ第4～13～1号	2002～2008
	コ第15～7～1号	2003
	コ第53～6号	2002～2008
	コ第53～7号	2002～2008
使用圧：0.9		
65	コ第53～32号	2004.2008
	コ第53～32～1号	1999～2007
	コ第61～13号	2002.2004～2008
65/50	コ第12～7号	2000.2001.2003～2008
50	コ第12～3号	2000.2001.2003～2008
使用圧：0.7		
40	コ第4～14号	2007.2008
	コ第7～28号	2003.2004
	コ第10～4号	2000.2001
	コ第15～27号	2004～2006
	コ第15～42号	2005.2008

【ホース回収窓口】 **0120-244-557** (フリーダイヤル) 受付時間(土日祝除く)：午前9時～午後5時



芦森工業株式会社

<https://www.ashimori.co.jp/>



クレモナ避難はしご

一般財団法人 日本消防設備安全センター 認定品

イザというときお役に立ちます。



災害や火災から尊い生命を守る命綱

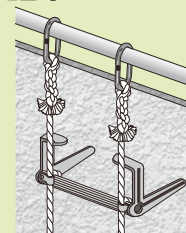
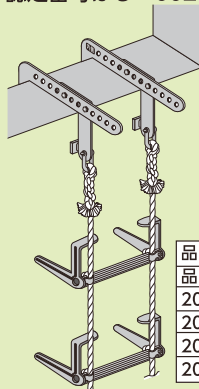
屋外への脱出には軽くて扱い易い避難はしご「オリールⅡ型」

オリールⅡ型

(可変フック式)
認定番号はしー002 号

オリールⅡ型-B

(カナビラ式)
認定番号はしー002-1号



品名	オリールⅡ型(可変フック式)		品名	オリールⅡ型-B(カナビラ式)	
品番	全長	有効長	品番	全長	有効長
2013	4.5m	3.9m	7013	4.4m	3.9m
2016	5.4m	4.8m	7016	5.3m	4.8m
2022	7.3m	6.7m	7022	7.2m	6.7m
2025	8.3m	7.7m	7025	8.2m	7.7m



トーヨー消火器工業株式会社

〒136-0074 東京都江東区東砂 2-1-13 TEL.03(3646)7227(代)
<http://www.toyosyokaki.jp>

避難器具 マシマシ で行こう

避難器具用ハッチと 避難用ハッチ

三田村二郎

三田村二郎と申します。第5回目は「ハッチ」についてです。

今さらながら確認しますが避難器具とは、火災などの非常時に、今いる場所から別の場所に避難できる装置を指します。上下方向に見た場合、避難階や地上へ一度で避難できるものが多いのですが、実はそうでないものもあったりします。マンションなどのベランダやバルコニーの床に埋まっている金属製の箱の中に入っている器具は、原則的にすぐ下の階に避難するための器具が入っています。この避難器具を格納しているものがいわゆる「ハッチ」です。ちなみにベランダとバルコニーの違いは屋根やひさしがある方がベランダでそうでないものがバルコニーです。ですから「渚のバルコニー」は屋根がなく、「真夜中すぎの恋」に出てくる「星座の見えるベランダ」には屋根があるわけです。あ、脱線しました(笑)。

そのいわゆる「ハッチ」ですが、標題の通り「避難器具用ハッチ」と「避難用ハッチ」に区分されます。「避難器具用ハッチ」はその文字の通り、内部に避難

器具を設けることを前提としており、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成8年4月16日消防庁告示第2号)の第八 取付方法の五に記載された基準を満たし、前月や前々月でお話した器具が入っています。まだお読みでない方は先にそちらをご参照ください(笑)。これに対して「避難用ハッチ」は内部に必ずしも避難器具がなくてもよく、ハッチを開けると図のような状態になっていることもあるわけです。え？ またこの図か？ 先々月もその前にも見たぞと言う方、例として便利なので使っております。先々月も見ただければ、これは避難器具ではないという解説もお読みになったと思います。避難器具ではありませんが避難用の設備ではありますので「避難用ハッチ」という言い方になります。

ところで文頭からわざわざ「ハッチ」というわりと大きな表現で書いてありますが、実は理由があるのです。

消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う消防用設備等の技術上の基準の細目に係る運用について(平成15年6月24日消防予第170号)によれば「消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和48年6月6日自治省令第13号)により、4階以上の階に避難はしごを設ける場合は、金属製の固定はしごを設けることとされ、つり下げはしごを設けることができなかった。しかしながら、『マンホールに組み込まれた避難はしごの取扱いについて』(昭和48年10月31日消防安第50号。以下「第50号通知」という。)により、一定の要件を満足する場合は、令第32条の規定を適用して、4階以上の階につり下げはしごを設けることができることとされていた。一方、『避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目』(平成8年4月16日消防庁告示第2号)の一部改正(平成14年6月24日)に伴い、マンホールは避難器具用ハッチとして位置付けられ、基準の整備が行われたことによ



下ぶたのないハッチ

り、安全性、信頼性が確保されたことから、第50号通知を本則化し、避難器具用ハッチに格納されたつり下げはしごを設ける場合は、4階以上の階につり下げはしごを設置することができることとしたものであること」というように法整備が行われましたが、ここに書かれている通り、以前の名称は「マンホール」だったのです。「マンホール」ですから当然丸いものもありました。現在は一般的に四角いものは「ハッチ」、丸いものは「マンホール」とされています(諸説あり)。

「避難器具用ハッチ」の基準には丸形はありません。しかし既存の「ハッチ」には丸形もあったことから、「避難用ハッチ」には丸形も含まれています。丸形のハッチは北関東の県営住宅などでの採用事例が多く、建て替えの済んでいない住宅ではまだまだ見受けられます。

避難用ハッチに含まれるものは、図のような形(非格納型と言います。)と改修用ハッチ全般です。「避難器具用ハッチ」には下ぶたがあることが定義にありますが、避難用ハッチには図のように必ずしも下ぶたがあるとは限りません。

改修用ハッチというのは、老朽化した避難器具用ハッチや避難器具用ハッチが定義づけられる以前に設置された「マンホール」をリニューアルする際に使用する「ハッチ」です。「ハッチ」のリニューアルは交換という言い方をしますが、実際には「ハッチ」そのものを交換するわけではなく、カバー工法という工法でリニューアルします。「ハッチ」本体は床に埋まって固定されているわけですから、撤去するとなると床のコンクリートをはつらなければならず、建物の強度が大きく損われてしまうのでこの工法を取ります。具体的には既存の「ハッチ」の枠以外の上ぶた、下ぶたと内部の突起物を全て撤去し、開口部分だけの状態にします。残された枠部分を覆い被す(カバーする)ように製作した新しい枠を床の上下から差し込み、内部をボルトでつなぐことによって新しい避難用ハッチとして設置します。当然のことながら内寸は以前より小さく、外寸は以前より大きくなるわけです。虫歯の治療と似ていますね。ですから「避難用ハッチ」の基準は「避難器具用ハッチ」と比べると開口部の内寸に大きな違いがあります。

「避難器具用ハッチ」は基準を国で定めていることから製品については認定制度が適用され、一般社団法人全国避難設備工業会で認定を行っています。「避

難用ハッチ」については「避難器具用ハッチ」に準じていますが、前述の通り開口部の違い等や基準にそぐわない物(下ぶたがないなど)があるので、別途規定を作り一般社団法人全国避難設備工業会の自主認証品となっています。

さて、こんな表示をご覧になったことがありますか？



注意喚起のラベル

これは、消防庁予防課事務連絡(平成10年7月31日)で明文化されましたが、従前の「マンホール」は鉄製でしたので、上ぶた等が腐食するとその部分が薄くなり、上に乗ると腐食部分に穴が空いて下階に落下してしまう事故が増えたことにより、注意喚起としてして作成されたものです。現在はメーカーの取扱説明板にも記載されたりしていますが、基本的にどの「ハッチ」にも貼付されています。「のらない・あけない・さわらない」は原則なのですが、新築のマンションの取扱説明会などではこう言われることがあります。「ここに乗らないと洗濯物が干せない。」お住まいの方にとっては大問題です。が、大丈夫です。以前は鉄製だった「マンホール」の基準は「避難器具用ハッチ」となったことによりステンレス製に生まれ変わりました。通常の設定状況であれば錆びて腐食することは少なくなり、上ぶたの荷重試験も行われるようになったため、普通に踏んだりする分には問題ありません。ですが、上で跳んだり跳ねたりされると変形することもありますので、その辺は御注意いただきたいですね。また、ベランダ等は陽の当たる場所に設置されることが多いですから、直射日光を浴びることが多くなります。ステンレス素材は熱保ちがすごく良いですから、裸足で上に乗ると火傷をするおそれがあります。この辺も御注意いただきたいところです。

この続きはまた次回。



韓国訪問記(前編)

海外消防情報センターについて

——今日は、海外消防情報センター・センター長^{たけい たけじ}の武居丈二さんに、海外の消防事情の紹介事業の一環で実施した韓国の現地調査についてお話を伺います。武居センター長、よろしく願いいたします。まず、海外消防情報センターの業務内容について教えていただけますでしょうか。

武居 当センターは、関係消防団体及び消防庁の皆様のご理解・ご協力を賜りながら国内外への情報発信と円滑な業務運営に努めております。この場をお借りし、心よりお礼申し上げます。

具体的な活動としては、海外の消防情報の紹介と我が国の各分野の消防制度や消防事情の英文による紹介などを行っており、1996年の設立から30年ほどの歴史になります。当初は、紙ベース中心の取組でしたが、現在はホームページによる情報発信となり、随分活動の幅が広がっています。このうち、海外の消防事情については、アジア、欧米の消防関係の情報を取りまとめ、国内外の消防関係者の理解を深める活動を行っています。また、近年は世界の大規模火災、世界の自然災害のデータ収集にも力を入れています。

——特に海外消防情報センターが発刊している「海外の消防事情シリーズ」(14か国)は、消防関係者や研究者、政策立案に携わる行政職員や消防防災関係企業の方々が、他国の消防制度や消防防災の実情等を学ぶために活用されている貴重な文献ですね。

武居 小さな組織で苦労や限界もありますが、皆様のお役に立つことができれば幸いです。「韓国の消防事情」については、2014年に一度取りまとめています。それから10年以上経過したということで、日本でもそうですが、社会経済情勢の変化や科学技術の進展の著しいこの間に、どのような課題が発生しどのように取り組まれてきたかをフォローしながらご紹介できればと考えています。ちょうど今年が日韓国交正常化60周年にあたり、このような節目の年に韓国の消防関係の皆さんと現地調査を通じて交流できたことをうれしく思います。



海外消防情報センター・センター長(当時)
武居丈二

消防庁救急救助課長、福岡県副知事、
消防庁国民保護・防災部長、総務省地域
力創造審議官などを経て2022年
10月から2025年7月まで海外消防
情報センター・センター長
(この記事は2025年6月に実施した
インタビューによるものです。)



韓国消防庁や行政安全部が入居する政府庁舎前にて（田中特別調査員と武居センター長）



韓国消防庁でのヒアリング・意見交換風景

韓国の消防組織

——現地調査は2025年2月24日から27日まで韓国消防庁とソウル消防災難本部（以下「ソウル消防」という。）を訪問されたとお聞きしましたが、いかがだったでしょうか。寒い時期の韓国訪問で、また政治的な動向も気になる中のご苦労もあったのではないですか。

武居 今回の韓国訪問は、前回の報告書の執筆者でもある元自治体国際化協会ソウル事務所長の田中健さんにも特別調査員としてご協力をいただき、二人で行ってまいりました。2月ということで、雪こそ降らなかったものの、気温は一桁台前半の日も何日もあり、肌を刺すような冷たい大気で冬の厳しさを感じました。でもそんな寒さの中でも、現地の皆さんは寒さに免疫があるのか帽子も手袋もなしで颯爽と街を歩いているのには驚きました。政治情勢の影響もまったくなく、韓国の消防関係の皆さんが本当に温かく迎えてくださりました。事前にいろいろな情報を整理して提供してくれ、短い滞在の中で現地調査がスムーズにいくよう心配りをしていただいたことにも感銘を受けました。

——確かに、韓国の2月はまだ日本の1月並みかそれ以上に気温が低い日もありますね。現地の温かい対応で実り多いものだったとお伺いしました。特

に厳しい気候の中では辛い料理は頼れる味方になりますし、美味しい韓国料理も含め充実した調査になったのでしょうね。

武居 実は、私が唐辛子アレルギーで食事については不安な韓国出張でしたが、同行の田中さんが大の辛いもの好きで二人前食べてもらったり、現地の方々がとても親切で、あれこれ世話を焼いてくれたので、身振り手振りも含めてやりとりすることでかえって、滞在日数以上に深く現地に溶け込めたような気がしました（笑）。

——それは良かったです。「唐辛子抜き」のやり取りで交流を深めるとは、韓国料理の効用の別の奥深さを感じてしまいます（笑）。韓国の調査で受けた印象など教えていただけますでしょうか。

武居 そうですね。先ほども少しふれましたが、皆さん、とても丁寧に対応してくださり、本当に感謝しています。もちろん、日本国消防庁からの訪問依頼のバックアップがありまし、自治体国際化協会ソウル事務所による現地でのご支援につきましても、加藤次長、イ・ヨンスチーム長をはじめとてもお世話になりました。特にイ・ヨンスさんは、国際交流員として九州の自治体に勤務したこともある日本の地方の大ファンで、日韓の様々な話題で盛り上がりしました。



自治体国際化協会ソウル事務所にて（左から田中特別調査員、佐岡所長補佐、加藤次長、武居センター長、イ・ヨンスチーム長）

韓国の消防事情につきましては、今後、Web版での公開を予定していますが、その前に写真などをご覧いただきながら、少しだけご紹介させていただきます。

韓国消防の組織体系についてですが、かなり昔の話は割愛させていただき、現在の消防体制の基礎は、1992年の市・道^{（注）}による広域自治消防体制に遡ります。その後、中央政府では、2004年に行政自治部の外庁として消防防災庁が設置されました。この行政自治部は日本の旧自治省のような組織です。当時、私は消防庁で救急救助課長をしており、日本での第3回日韓消防行政セミナーに主催者の一員として関わった懐かしい思い出があります。

その後、2014年4月16日に発生したセウォル号沈没事故の大惨事を契機に、中央政府の消防組織はより広範な災害管理体系の中に組み込まれることになりました。具体的には、政府に国民安全処が新設され、その傘下の中央消防本部に改変されました。しかし、災害対応の効率性低下と第一線消防組織との乖離問題^{かいり}が浮かび上がり、国民安全処が解体され、2017年からは行政安全部の外庁として現在の独立した消防庁に再編成されています。個人的には、市・道の広域消防組織も含め、日本の警察組織に近い国（中央）と地方のイメージのように感じました。

（注）韓国の地方自治法、消防防災関連法令上の「市・道」は、業務執行や現場対応を担当する広域自治体（ソウル特別市、広域市、世宗特別自治市、道、済州特別自治道）のことで、本稿では、市・道と総称する。



オソン駅に到着するKTX車両

世宗市への首都機能移転

——韓国では、首都ソウルの過密化解消と国土の均衡発展のために首都機能の移転が行われ、韓国消防庁も世宗市に移っているようですね。そちらを訪問されたのですか。

武居 世宗にまいりました。世宗は2012年7月1日に設立された特別自治市で、ソウルから内陸部を南に約120キロメートル（例えば東京・霞が関から山梨県甲府市の少し先くらい）の位置になります。韓国消防庁は2017年7月25日にソウルから世宗に移転しています。特別自治市設立当初は10万人程度でしたが、様々な首都機能が移転し都市開発が進められるにつれ、2015年には20万人を突破し、2023年には約38万人と急速に人口が増加しています。最終的には2030年に50万人くらいの都市規模になるようです。

——日本にもかつて首都機能移転構想があったようですが、依然として東京一極集中が続いています。首都機能移転がすでに行われ都市規模も更に発展中とは、実行力のある大胆な取組ですね。混乱はなく円滑に進められているのでしょうか。

武居 当初の様子はわかりませんが、今ではほとんどの中央省庁が移転し、韓国消防庁についても円滑に業務執行できているようです。大統領府や国会はソウルに残されたままになっていますが、ソウルへの人口の過度な集中を緩和し、首都圏以外の地域の均衡発展を促進するという観点では、一定の成果を上げているように思いました。大統領府や国会がソウルに残っている中で、緊急事態の際にどう対応す



世宗市の風景



韓国消防庁119緊急事態対処センター

るか、また各省庁幹部の皆さんの国会対応等をはじめ、ご苦労はそれなりにあるのかもしれませんが、課題をひとつひとつクリアしながら関係者のご努力でより良い方向に進められている最中だと拝察します。

私たちは、韓国消防庁への訪問にKTX（韓国高速鉄道）を利用しました。中央政府の皆さんが国会対応等をする際は、高速道路で行き来したり、ソウルに滞在するのかもしれませんが、ソウル都市圏から何とか通勤できそうだとも思いましたが、ソウル駅からオソン駅まで50分程度、そこから韓国消防庁まではタクシーで20～30分ほどでした。

世宗では中央省庁の移転とともに、政府系の機関や団体、様々な産業の移転・集積も年々進んでおり、韓国政府もIT系をはじめとしたソウルからの企業移転を積極的に政策誘導しているようです。雇用の方が広がっていることもあり人口も増加していますし、併せて計画的な都市整備も進んでおり、ソウル都市圏での住居費等の生活コストを考えると、暮らしやすい都市に着実に発展しているように感じました。

——首都機能移転という国家プロジェクトは成功を収めているということですね。

世宗での韓国消防庁への訪問調査の中で印象に残ったことについてお教えいただけますか。

武居 韓国消防の取組について、責任者やご担当の皆様から順次ヒアリング・意見交換をさせていただきましたが、とても丁寧に対応していただきました。かつて、私が消防庁国民保護・防災部長時代に団長としてソウルで開催の第8回日韓消防行政セミ

ナー（2010年2月）に出席したことがありましたが、韓国消防庁の皆様がその記録を調べてくださっており、「武居センター長、以前いらしたことがありましたね」と思いもかけずぶれていただいたのには、とても感激しました。

いくつかの内容は、後編で紹介したいと思います。

ちょうど拡充整備中の韓国消防庁119緊急事態対処センターも、本年4月から本格運用を開始するというので、タイミングよく見学できました。人員体制や施設機能も大きく充実させ60人規模の交代制勤務で、警察や林野庁からも人員派遣をもらい、広域的・大規模な火災・災害・事故等への対応やEMSマネジメント、航空機（ヘリ）運用管理を統合的に行うとのことでした。

——相当に本格的な施設機能のように想像しますが、これからの役割として大きな期待が寄せられているのでしょうか。

武居 そうですね。センター内の壁面には様々なモニター画面が映し出され、韓国全土の災害・事故のリアルタイム情報が表示されるとともに、消防の活動状況や航空機（ヘリ）の動態管理などの情報が統合され、すべてここに集約されるということでした。私も、かつて消防庁や地方自治体で数々の災害対応オペレーションに携わったことがありましたが、印象として、新しい情報通信システムや映像系も最大限に活用して韓国の消防にとって今後大きな力になるだろうと、関係の皆さんの期待の高さがひしひしと伝わってきました。

（10月号に続く）



「感謝!!」調布水難救助隊50周年 これからも全力ダイブ



東京消防庁・調布消防署

おかげさまで、調布水難救助隊は、1975年(昭和50年)7月1日に発足し、今年50周年を迎えることができました。これも市民の皆様や、組織として多くの力添えがあったからだと確信しております。

調布水難救助隊は、世田谷区の河川中流区域から奥多摩地区まで幅広く出場し、時には立川の航空隊のヘリと連携して活動することもあり、年間約50件出場しています。

活動時、夏は暑く、冬は寒い過

酷な条件のもと、殉職者を出したことはなく、これも各指揮者の指揮と安全管理の徹底、そして各隊の強固なチームワークの表れであると思います。

6署の水難救助隊のうち、臨港消防署を除いては、ポンプ隊との切替で出場しています。

調布水難救助隊は、これからも人命救助を最優先に「たとえ火の中、水の中」全力を尽くしていく所存であります。

子どもたちが体験、救命入門コース

湖南広域消防局では7月4日(金)、草津市内の小学5・6年生110人を対象に救命入門コースを開催しました。

当消防局では「自助」の意識づくりを目指し、幼少期から小学校卒業までの9年間をかけて繰返し学ぶことで、将来の防災の担い手を養成することを目的とした9 years planを実施しています。

今回の救急入門コースも防災教

育の一環として、大切な命を守るために訓練人形で胸骨圧迫を中心とした救急訓練とAEDの取扱い訓練を実施しました。初めて胸骨圧迫を体験した子どもたちは胸の硬さに驚いていましたが、素直な気持ちで懸命に取り組む姿に職員一同、刺激を受けました。

命の大切さを説明する中で、救急という仕事の意義を再確認する機会となりました。



滋賀県 湖南広域消防局

深日港フェスティバルで消防フェアを開催



大阪府 泉州南消防組合
泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部では、6月29日(日)に岬町の深日港で、町制施行70周年記念事業 第12回深日港活性化イベント「深日港フェスティバル」が開催され、岬町、岬町消防団、岬町女性防火クラブ連合会と連携し、消防フェアを実施しました。

当日は天候にも恵まれ、深日港フェスティバルは多くの来場者で

賑わい、消防フェアにおいても、はしご車搭乗体験コーナーをはじめ、消防車両展示コーナー、消防服着装コーナー等、各ブースとも大いに盛り上がりしました。

また、住宅防火の重要性を呼び掛けるため、住宅用火災警報器の設置状況等のアンケート調査を実施し、適切な維持管理について普及啓発を行いました。

令和7年7月1日 安全功労者内閣総理大臣表彰(団体)受賞

安全功労者内閣総理大臣表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民の一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活の安全を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものである。

令和7年の火災予防関係では、個人3名と3団体が受賞し、表彰式が7月1日(火)午前11時30分より、総理大臣官邸大ホールにおいて行われた。

一般財団法人日本消防設備安全センターから上申した公益社団法人さいたま市防火安全協会(会長 有山佳男氏)は団体として安全功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。



記念撮影

安全功労者内閣総理大臣表彰 団体の部(公益社団法人さいたま市防火安全協会)



公益社団法人さいたま市防火安全協会
副会長 有泉勝之氏

公益社団法人さいたま市防火安全協会は、昭和48年6月、前身である社団法人浦和市危険物安全協会として火災予防の推進と防火思想の普及啓発及び危険物取扱いの安全管理体制強化促進を目的として設立された。

平成14年4月、同会は浦和市・大宮市・与野市の合併による「さいたま市」の誕生に伴い旧市の関連4団体と統合され、名称を社団法人さいたま市防火安全協会に変更し、さらには、平成17年7月、岩槻市との合併により旧市の関連2団体と統合した。その後、平成26年12月に公益法人制度改革に伴い公益社団法人へ移行し、現在に至っている。

さいたま市防火安全協会は、設立以来、防火思想の普及啓発活動と講習事業を中心に様々な事業を展開してきた。特に、春・秋火災予防運動に合わせ、さいたま市消防局等との共催により、市内小学生を対象とした防火ポスターコンクールを開催し、優秀作品を火災予防運動広報用ポスターとして配布掲示するなど児童を含む多くの市民に対する防火思想の普及啓発に貢献した。

また、少年消防団の研修活動等を通じて、青少年の人材育成を図るとともに事業所の新入社員を対象とした防火・防災管理講習等を開催するなど、地域や事業所の防火・防災責任者等の育成により、防火安全の徹底と地域住民に対する防火、防災意識の高揚に多大な貢献をしている。

これらの功労に対し、平成28年11月、安全センター理事長から防災安全関係者表彰を受賞したほか、令和3年7月、総務大臣から安全功労者表彰が授与されている。



表彰楯

令和7年度 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰 安全センター関係の1名、1団体が受賞

令和7年度 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式が、7月10日(木)午後1時30分より、東京都千代田区の総務省講堂において行われた。

安全センター関係では、安全功労者表彰個人の部で東京都の鈴木又右衛門氏^{またえもん}(千住防火管理研究会 会長)、団体の部で赤坂災害予防協会(会長 中村太朗氏)が受賞した。

令和7年度の受賞者は、安全功労者表彰受賞者が個人27名と9団体、消防功労者表彰受賞者が消防団員6名と女性防火クラブ員7名である。

安全功労者総務大臣表彰は、「安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、もしくは教育又は災害の発生の防止もしくは被害軽減に尽力し、又は貢献した方々の士気高揚を図る」という目的で、消防職団員以外の個人・団体を受賞対象として行っているものである。

消防功労者総務大臣表彰は、「国民の生命、身体、財産を災害から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び女性防火クラブ員の士気高揚を図る」という目的で行っているものである。



式辞 富樫総務副大臣



代表受領



記念撮影

安全功労者総務大臣表彰 個人の部（鈴木又右衛門氏 千住防火管理研究会 会長）



千住防火管理研究会
会長 鈴木又右衛門氏

鈴木氏は、平成15年5月に千住防火管理研究会に入会と同時に副会長に就任、際立った指導力と信望の厚さが評価され、平成17年5月には会長に推挙される。以来20年以上にわたり、火災予防意識の高揚と地震等による被害の軽減を図るため、防火管理知識と自衛消防活動技術の推進を通じて自主防火管理能力の向上に尽力するとともに会員相互の融和と東京消防庁千住消防署との連携を図り、地域の安全・安心を実現すべく幅広い活動を続けている。

さらに、千住防火管理研究会のほか消防署協働団体の要職も兼任し、各会相互の連携と事業の推進に尽力し、会員はもとより消防機関や地域住民からの信頼も厚く、地域の防災力向上に多大な貢献をしている。

これらの功労に対し、令和2年7月、東京都知事から安全功労表彰を授与されたほか、令和2年11月、安全センター理事長から防災安全関係者表彰が授与されている。

安全功労者総務大臣表彰 団体の部（赤坂災害予防協会）



赤坂災害予防協会
副会長 鴨志田竜作氏

赤坂災害予防協会は、昭和33年6月、赤坂防火責任者連盟の設立以来、今日までの長年にわたり、東京消防庁赤坂消防署管内の防火管理者相互の研究団体として活動を続け、防火対象物における火災予防の徹底と地域住民の防火防災意識の高揚に尽力している。また、事業所の防火管理者に対する防火防災管理の知識や技術の習得をはじめ、職場の防火防災教育や自衛消防訓練の推進等に対して、積極的かつ継続的に取り組み、地域の安全・安心の実現に向けて寄与するとともに、消防行政機関及び関係団体との連絡調整を図り、防火思想の高揚と防災行動力の向上に多大な貢献をしている。

これらの功労に対し、平成23年11月、安全センター理事長から防災安全関係者表彰が授与されたほか、平成29年7月、東京消防庁消防総監から火災による死者ゼロ10,000日表彰を受賞している。



消防設備に関わるDXソリューション展示&セミナーの総合展 第2回消防設備士サミット2025

一般社団法人全国設備業DX推進會

最先端のIoT・AI・ロボティクス技術の展示から、第一線で活躍するプロによるセッション、若手・女性設備士のリアルな声など、未来を見据えた多彩なプログラム！

「未来の消防設備」を体感できる一日です。どなたでもご参加いただけます。

開催概要

日 時：令和7年10月3日(金) 10:00~18:00

会 場：ニッショーホール・各会議室 東京都港区虎ノ門2-9-16

参加費：無料（事前申込制）

本音トークセッション

現場の声を届ける機会として、業界の第一線で活躍するプロたちが、今本当に伝えたいことを共有します。

登壇者

小林史明／衆議院議員、ザブングル加藤／お笑い芸人、青木俊輔／株式会社防災屋、山下泰助／タイホ防災株式会社、渡邊航生／一般社団法人火災予防のONE LOVE、伊藤菜々／電気予報士、尾坂則将／アークリード株式会社、吉村拓也／株式会社WAVE1、タイチャー／レスキューハウス、山口望／消防系行政書士ら



セミナータイムテーブル

時 間	テーマ	モデレーター
10:15~11:00	10年後の消防機器について	吉村拓也／株式会社WAVE1
11:50~12:35	消防設備士未来会議	野嶋紗己子／PIVOT株式会社
14:00~14:45	業界の女性活躍について	ザブングル加藤／お笑い芸人
15:00~15:45	消防士の本音	青木俊輔／株式会社防災屋
16:40~17:30	消防設備士サミット(会場全員参加型)	尾坂則将／アークリード株式会社



公式ホームページ

【出展企業】(推進会メンバーを含む。)

アークリード株式会社、株式会社WAVE1、石田データサービス株式会社、株式会社システムズナカシマ、株式会社ビジネス・ワン、株式会社イー・エス・ディ、株式会社Bit peeps、株式会社初田製作所、東北物産株式会社、青木マーク株式会社、株式会社ミツモア、株式会社エムティーエフ、APO tech株式会社、一般社団法人建設業教育協会、上田消防建設株式会社、株式会社カンキョウ、株式会社創電、株式会社ニチボウ、オリロー株式会社、株式会社プロサス、株式会社電装、株式会社スマテン、合同会社Nワークス、千住スプリンクラー株式会社、山口望行政書士事務所、株式会社報商製作所、ナカ工業株式会社、サイボウズ株式会社、株式会社警備の窓口、株式会社日本電商、株式会社オーム社、株式会社岩崎製作所、株式会社オービックビジネスコンサルタント、フリー株式会社、株式会社フォーバル、株式会社タイガーコーポレーション、TOA株式会社、東京都消防設備協同組合、大阪消防設備協同組合、オンラインサロンteam1、一般社団法人予防団、一般社団法人全国設備業DX推進會

【主 催】 一般社団法人全国設備業DX推進會

【後 援】 一般社団法人全国消防機器協会、一般社団法人全国消防機器販売業協会、一般財団法人日本消防設備安全センター、東京都消防設備協同組合

第29回JFFW交流会 in 岡崎

One Step! 自分らしく夢に向かって Don't Stop! 想いを伝えよう

JFFW岡崎実行委員

“JFFW”は、Japan Fire Fighting Women's Clubの略で、女性消防吏員が中心となり、毎年交流会を実施しています。全国から消防吏員が自主的に集まり勉強会や情報交換を行い、消防本部の枠を超えて相互の親睦を深めるとともに自己研鑽を図っています。今年は愛知県岡崎市で開催します。

1日時 令和7年10月25日(土) 10:00から16:55まで

※意見交換会は17:00から18:30まで

2場所 岡崎市図書館交流プラザ りぶら
(岡崎市康生通西4丁目71番地)

3対象者 消防職員、消防職員OG、消防関係者等支援者

4定員 180名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

5参加費 5,000円(昼食代を含む。)

6交流会内容

(1)開会・オープニング

(2)講演会

「女性消防吏員のキャリア形成と今後の展望 ～なぜ、女性消防吏員が必要なのか～」 日本体育大学保健医療学部 教授 中澤真弓氏

(3)分科会

ア みんなどうしてる？ 仕事と家庭の両立

～1人じゃない！ 育児や介護、思い切って打ち明けよう～

イ 心と体を健康に保つ！

～人間関係、ストレス、ハラスメント、体力維持などについて～

ウ 安全管理と現場活動 ～安全管理、緊援隊、女性の活動制限などについて語り合おう～

エ キャリアプランを作成しよう！ ～作ってみよう！ 自分のより良い消防人生を～

(4)全体発表

(5)基調講演

「異業種から学ぶ、災強・最幸のチームづくり」 株式会社タフジャパン 代表取締役 鎌田修広氏

(6)閉会

(7)意見交換会(17:00から18:30 希望者のみ)

7申込み 令和7年10月3日(金)までにJFFWホームページからお願いします。

🌐<https://www.club-jffw.com>



ガス機器防火性能評定品

ガス機器防火性能評定委員会 事務局
一般財団法人日本ガス機器検査協会

(2025.3.01～2025.5.31)
(新規のもの)

(1)別表に定める種類の燃焼機器

ア. 別表に定める離隔距離未満で設置する燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離				
				種類	給排気の方法		-	上方	側方	前方	後方
GX-1603Z(A)AS	25/03/31	30/03/30	バーバス(株)	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外壁掛型	43.6	本体周囲	15	側方	前方	後方
GX-2003Z(A)AS	25/03/31	30/03/30				43.6		15	側方	* 1	1
GX-H161Z(A)A	25/03/31	30/03/30				38.4	排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
GX-H201Z(A)A	25/03/31	30/03/30				45.3		30	60	15	15
GX-H241Z(A)A	25/03/31	30/03/30				54.7	*機器前方は、火災防止上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けて下さい。				
GX-1603Z(A)TS	25/03/31	30/03/30				43.6	本体周囲	15	側方	前方	後方
GX-1603Z(A)TS-L	25/03/31	30/03/30				43.6		15	側方	* 1	1
GX-1603Z(A)WS	25/03/31	30/03/30				43.6	排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
GX-2003Z(A)TS	25/03/31	30/03/30				43.6		30	15	60	15
GX-2003Z(A)TS-L	25/03/31	30/03/30				43.6	*機器前方は、火災防止上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けて下さい。				
GX-2003Z(A)WS	25/03/31	30/03/30	リンナイ(株)	乾燥設備 (ガス衣類乾燥機)	屋内据置型	38.4	本体周囲	15	側方	前方	後方
GX-H161Z(A)T	25/03/31	30/03/30				38.4		15	側方	* 1	1
GX-H161Z(A)T-L	25/03/31	30/03/30				38.4	排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
GX-H161Z(A)W	25/03/31	30/03/30				45.3		30	15	60	15
GX-H201Z(A)T	25/03/31	30/03/30				45.3	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
GX-H201Z(A)T-L	25/03/31	30/03/30				45.3	本体周囲	15	側方	前方	後方
GX-H201Z(A)W	25/03/31	30/03/30				45.3		15	側方	* 1	1
GX-H241Z(A)T	25/03/31	30/03/30				54.7	排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
GX-H241Z(A)T-L	25/03/31	30/03/30				54.7		30	15	60	15
GX-H241Z(A)W	25/03/31	30/03/30				54.7	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
GX-1603Z(A)US	25/03/31	30/03/30	リンナイ(株)	給湯湯沸設備 (ガス瞬間湯沸器)	屋外壁掛型	43.6	本体周囲	15	側方	前方	後方
GX-2003Z(A)US	25/03/31	30/03/30				43.6		15	側方	* 1	1
GX-H161Z(A)U	25/03/31	30/03/30				38.4	排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
GX-H201Z(A)U	25/03/31	30/03/30				45.3		30	60	15	15
GX-H241Z(A)U	25/03/31	30/03/30				54.7	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
RUF-K161ESAT(AT)	25/03/07	29/10/07	リンナイ(株)	乾燥設備 (ガス衣類乾燥機)	屋内据置型	39.2	本体周囲	15	側方	前方	後方
RUF-K161ESAW(AW)	25/03/07	29/10/07				39.2		15	側方	* 1	1
RUF-K200ESAT(AT)	25/03/07	29/10/07				47.7	排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
RUF-K200ESAW(AW)	25/03/07	29/10/07				47.7		30	15	60	15
RUF-K240ESAW(AW)	25/03/07	29/10/07				54.0	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
RUF-K240ESAT(AT)	25/03/07	29/10/07				54.0	本体周囲	15	側方	前方	後方
RUF-K200ESAA(AA)	25/03/07	30/02/04				47.7		15	側方	* 1	1
RUF-K240ESAA(AA)	25/03/07	30/02/04				54.0	排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
RUF-K200ESAB(AB)	25/03/07	30/02/04				47.7		30	60	15	15
RUF-K240ESAB(AB)	25/03/07	30/02/04				54.0	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
RUF-K200ESAU(AU)	25/03/07	30/02/04	リンナイテクニカ(株)	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)	屋外壁掛型	47.7	本体周囲	15	側方	前方	後方
RUF-K240ESAU(AU)	25/03/07	30/02/04				47.7		15	側方	* 1	1
RDT-63NT	25/04/07	28/04/25				4.65	排気吹出し口周囲	3	側方	前方	後方
RDT-63NTU	25/04/07	28/04/25				4.65		3	側方	* 1	1
RDT-93NT	25/04/07	28/04/25				4.65	排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
RDT-93NTU	25/04/07	28/04/25				4.65		30	15	60	15
RUXC-E3201W	25/04/25	30/04/24				58.7	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
RUH-A1610A	25/05/12	26/10/03	リンナイ(株)	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)	屋外壁掛型	51.4	本体周囲	15	側方	前方	後方
RUFH-E1617ATA(SATA)	25/05/23	28/08/06				43.5		15	側方	* 1	1
							排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
								30	60	15	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
							本体周囲	15	側方	前方	後方
								15	側方	* 1	1
							排気吹出し口周囲	30	側方	前方	後方
								30	15	60	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
							本体周囲	15	側方	前方	後方

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離					
				種類	給排気の方法	(kW)	-	上方	側方	前方	後方	
RUH-E1617H	25/05/12	27/06/21	リンナイ(株)	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)	屋外壁掛型	43.5	本体周囲	上方	側方	前方	後方	
RUH-E1617T	25/05/12	27/06/21				43.5		15	1	*	1	
RUH-E1617W	25/05/12	27/06/21				43.5		上方	側方	前方	後方	
RUH-E2407H	25/05/12	27/06/21				57.8		30	15	60	15	
RUH-E2407T	25/05/12	27/06/21				57.8	排気吹出し口周囲	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。	15	1	15	15
RUH-E2407W	25/05/12	27/06/21				57.8			15	1	15	15
RUH-E1617B	25/05/12	27/06/21				43.5			15	1	15	15
RUH-E2407B	25/05/12	27/06/21				57.8			15	1	15	15
RUH-E1617U	25/05/12	27/06/21	リンナイ(株)	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)	屋外壁掛型	43.5	排気吹出し口周囲	15	1	15	15	
RUH-E2407U	25/05/12	27/06/21				57.8		15	1	15	15	
RUH-E2407F	25/05/12	27/06/21				43.5		15	1	15	15	
RUH-A1610FF	25/05/12	29/04/25				51.4		15	1	4.5	1	

(2)別表に定めない燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離				
				種類	給排気の方法	(kW)	－				
VG 295 250 JP	25/04/30	30/04/29	(株) N・TEC	こんろ	B タイプ	18.0	本体周囲	上方	側方	前方	後方
								－	0	－	0
								排気吹出し口周囲	上方	側方	前方
GHSFES－23	25/03/12	30/03/11	服部工業(株)	フライヤー	C タイプ	18.0		フード	20	－	15
GHSFES－26	25/03/12	30/03/11				18.0		フード	20	－	15
GHSFES－28	25/03/12	30/03/11				30.0		フード	20	－	15
GHSFES－30	25/03/12	30/03/11				30.0		フード	20	－	15
GHSFES－32	25/03/12	30/03/11				43.0		フード	20	－	15
GHSFES－35	25/03/12	30/03/11				43.0		フード	20	－	15
GHSFESⅡ－23	25/03/12	30/03/11				18.0		フード	20	－	15
GHSFESⅡ－26	25/03/12	30/03/11				18.0		フード	20	－	15
GHSFESⅡ－28	25/03/12	30/03/11				30.0		フード	20	－	15
GHSFESⅡ－30	25/03/12	30/03/11				30.0		フード	20	－	15
GHSFESⅡ－32	25/03/12	30/03/11				43.0		フード	20	－	15
GHSFESⅡ－35	25/03/12	30/03/11				43.0		フード	20	－	15
EH500	25/05/30	29/07/02	(株)北山製作所	食器洗浄機	A タイプ	28.0		フード	0	－	0
FC－70LD33	25/03/17	26/01/28	パナソニック(株) エレクトリック ワークス社 電材＆くらしエネルギー 事業部 環境エネルギービジネス ユニット	固体高分子形燃料 電池式 常用発電設備 (発電出力10kW未満)	屋外据置型	1.80					

(更新のもの)

(1)別表に定める種類の燃焼機器

ア. 別表に定める離隔距離未満で設置する燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離				
				種類	給排気の方法	(kW)	-	上方	側方	前方	後方
RUF-E1616SAA(AA)	25/03/19	30/03/18	(株)ガスター	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外壁掛型	39.2	本体周囲	15	1	*	1
RUF-E2406SAA(AA)	25/03/19	30/03/18				54.0		15	1	*	1
RUF-E2006SAA(AA)	25/03/19	30/03/18				47.7		15	側方	前方	後方
								30	60	15	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				
RUF-E1616SAB(AB)	25/03/19	30/03/18				39.2		15	1	15	15
RUF-E2006SAB(AB)	25/03/19	30/03/18				47.7		15	1	15	15
RUF-E2406SAB(AB)	25/03/19	30/03/18				54.0		15	1	15	15
RUF-E1616SAF(AF)	25/03/19	30/03/18				39.2		-	1	15	1
RUF-E1616SAU(AU)	25/03/19	30/03/18				39.2		-	1	15	1
RUF-E2006SAF(AF)	25/03/19	30/03/18				47.7		-	1	15	1
RUF-E2006SAU(AU)	25/03/19	30/03/18				47.7		-	1	15	1
RUF-E2406SAF(AF)	25/03/19	30/03/18				54.0		-	1	15	1
RUF-E2406SAU(AU)	25/03/19	30/03/18				54.0		-	1	15	1

●関係団体のお知らせ●

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離								
				種類	給排気の方法	(kW)	－	上方	側方	前方	後方				
GT－2053(S)AWX ML－1603(S)AW－S ML－1603(S)AW－ST	25/04/11 25/04/11 25/04/11	30/04/10 30/04/10 30/04/10	(株)ノーリツ	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外壁掛型	53.6 45.2 45.2	本体周囲	15 15 30	15 15 15	* * 60	1 1 15				
								排気吹出し口周囲	15 30	15 15	60 60	1 15			
								*機器前方は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理のため、工事説明書に従って適切な空間を設けてください。							
GT－1660(S)AWX－2 GT－1660(S)AWX－T－2 GT－1670(S)AW GT－1670(S)AW－T ML－1605(S)AW ML－1605(S)AW－T SRT－1660(S)AWX－2 SRT－1660(S)AWX－T－2 SRT－1670(S)AW SRT－1670(S)AW－T WZ－1601SA GT－2060(S)AWX－2 GT－2060(S)AWX－T－2 GT－2070(S)AW GT－2070(S)AW－T SRT－2060(S)AWX－2 SRT－2060(S)AWX－T－2 SRT－2070(S)AW SRT－2070(S)AW－T WZ－2001SA GT－2460(S)AWX－2 GT－2460(S)AWX－T－2 GT－2470(S)AW GT－2470(S)AW－T SRT－2460(S)AWX－2 SRT－2460(S)AWX－T－2 SRT－2470(S)AW SRT－2470(S)AW－T WZ－2401SA	25/05/15 25/05/15														

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離				
				種類	給排気の方法		-	上方	側方	前方	後方
RUF-A2005SAA(AA) RUF-A2405SAA(AA)	25/05/07 25/05/07	30/05/06 30/05/06	リンナイ(株)	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外壁掛型	55.9	本体周囲	15	15	*	1
						61.0		15	15	*	1
								30	60	15	15
								*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。			
RUF-A2005SAT-L(AT-L)	25/05/07	30/05/06				55.9	-	15	15	*	1
								*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。			
RUF-A2005SAT(AT) RUF-A2005SAW(AW) RUF-A1610SAW(AW)	25/05/07 25/05/07 25/05/07	30/05/06 30/05/06 30/05/06				55.9 55.9 45.6	本体周囲	15	15	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
								*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。			
RF-111SWF	25/03/10	30/03/09	(株)ガスター		屋内壁掛型 (強制排気式)	13.4	-	15	15	1	
GQ-2439WS-1	25/03/11	30/03/10	(株)ノーリツ	給湯湯沸設備 (ガス瞬間湯沸器)	屋外壁掛型	50.0	本体周囲	15	15	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
								*機器前方は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けてください。			
GS-1602T GS-1602W GS-2002T GS-2002W GX-S1602Z(A)WS GX-S2002Z(A)WS	25/03/10 25/03/10 25/03/10 25/03/10 25/04/03 25/04/03	30/03/09 30/03/09 30/03/09 30/03/09 30/04/02 30/04/02	パーパス(株)			33.9 33.9 42.0 42.0 41.3 44.2	本体周囲	15	1	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
								*機器前方は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けてください。			
GS-2000W-O GS-2001T-O GS-N200W GS-1600W GX-S1600ZWS-A GX-S1601AWS	25/03/10 25/03/10 25/03/10 25/03/10 25/04/03 25/04/03	30/03/09 30/03/09 30/03/09 30/03/09 30/04/02 30/04/02				42.0 42.0 42.0 33.9 41.3 41.3	本体周囲	15	15	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
								*機器前方は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けてください。			
RVD-E1615AW(SAW) RVD-E2005AW(SAW) RVD-E2405AW(SAW) RVD-UE2405AW(SAW)	25/05/26 25/05/26 25/05/26 25/05/26	30/05/25 30/05/25 30/05/25 30/05/25	(株)ガスター	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)		42.7 52.3 57.8 57.8	本体周囲	15	1	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
								*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。			
GH-A167AAF	25/03/19	30/03/18	パーパス(株)		屋内壁掛型 (強制排気式)	45.1	-	4.5	4.5	1	
RB31W42JR8W	25/04/01	25/08/20	リンナイ(株)	厨房設備 (組込型ガスグリル付 こんろ)	組込型	11.2	-	80	15	15	5
							上方がレンジフードファンまたは不燃材の場合				

ウ. 新しい設置形態の燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離				
				種類	給排気の方法		-	上方	側方	前方	後方
Ⅱ型(MPD001)	25/05/16	30/05/15	三和シャッター 工業(株)	壁組込設置式温水機器に用いる 取付ボックス(Ⅱ型)			壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス				
Ⅲ型(MPD002)	25/05/16	30/05/15		壁組込設置式温水機器に用いる 取付ボックス(Ⅲ型)			壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス				
Ⅲ型(MPD003)	25/05/16	30/05/15		壁組込設置式温水機器に用いる 取付ボックス(Ⅲ型)			壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス				
Ⅲ型(MPD010)	25/05/16	30/05/15		壁組込設置式温水機器に用いる 取付ボックス(Ⅲ型)			壁組込設置式温水機器に用いる取付ボックス				

(2)別表に定めない燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離				
				種類	給排気の方法	(kW)	-	上方	側方	前方	後方
RGC-044D	25/03/03	30/03/02	(株)マルゼン	こんろ	Cタイプ	13.4	-	フード	30	-	30
RGC-094D	25/03/03	30/03/02				26.7	-	フード	30	-	30
RGC-096D	25/03/03	30/03/02				31.4	-	フード	30	-	30
RGC-096HD	25/03/03	30/03/02				31.4	-	フード	30	-	30
RGC-1264D	25/03/03	30/03/02				36.0	-	フード	30	-	30
RGC-1264HD	25/03/03	30/03/02				36.0	-	フード	30	-	30
RGC-1265D	25/03/03	30/03/02				49.4	-	フード	30	-	30
RGC-1265HD	25/03/03	30/03/02				49.4	-	フード	30	-	30
RGT-0962D	25/03/03	30/03/02				26.7	-	フード	30	-	15
RGT-0963D	25/03/03	30/03/02				31.4	-	フード	30	-	15
RGT-0972D	25/03/03	30/03/02				33.7	-	フード	30	-	15
RGT-0973D	25/03/03	30/03/02				39.0	-	フード	30	-	15
RGT-1262D	25/03/03	30/03/02				26.7	-	フード	30	-	15
RGT-1263D	25/03/03	30/03/02				40.1	-	フード	30	-	15
RGT-1264D	25/03/03	30/03/02				36.0	-	フード	30	-	15
RGT-1265D	25/03/03	30/03/02				49.4	-	フード	30	-	15
RGT-1272D	25/03/03	30/03/02				33.7	-	フード	30	-	15
RGT-1273D	25/03/03	30/03/02				50.6	-	フード	30	-	15
RGT-1274D	25/03/03	30/03/02				44.2	-	フード	30	-	15
RGT-1275D	25/03/03	30/03/02				61.0	-	フード	30	-	15
RGT-1563D	25/03/03	30/03/02				40.1	-	フード	30	-	15
RGT-1565D	25/03/03	30/03/02				49.4	-	フード	30	-	15
RGT-1573D	25/03/03	30/03/02				50.6	-	フード	30	-	15
RGT-1575D	25/03/03	30/03/02				61.0	-	フード	30	-	15
RGT-187D	25/03/03	30/03/02				83.1	-	フード	30	-	15
RGT-S096B	25/03/03	30/03/02				31.4	-	フード	30	-	15
RGT-S097B	25/03/03	30/03/02				39.0	-	フード	30	-	15
RGT-S126B	25/03/03	30/03/02				36.0	-	フード	30	-	15
RGT-S127B	25/03/03	30/03/02				44.2	-	フード	30	-	15
RGT-S156B	25/03/03	30/03/02				49.4	-	フード	30	-	15
RGT-S157B	25/03/03	30/03/02				61.0	-	フード	30	-	15
FGJOA5	25/04/27	30/04/26	(株)フジマックネオ	オープン	Aタイプ	20.9	-	フード	0	-	0
FGJOA5D	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOA5DS	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOA5DT	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOA5DTS	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOA5S	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOA5T	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOA5TS	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOA5W	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOA5WD	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOA5WDS	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOA5WDT	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOA5WDTs	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOA5WS	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOA5WT	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOA5WTS	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOA6	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOA7	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOA7D	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOA7W	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOA7WD	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOA7W-PHL	25/04/27	30/04/26				28.0	-	フード	0	-	0
FGJOA7W-PHR	25/04/27	30/04/26				28.0	-	フード	0	-	0
FGJOA9HDZ	25/04/27	30/04/26				35.0	-	フード	0	-	0
FGJOA9HZ	25/04/27	30/04/26				17.5	-	フード	0	-	0
FGJOB5DTZ	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOB5DTZS	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOB5DZ	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOB5DZS	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOB5TZ	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOB5TZS	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOB5WDTZ	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOB5WDTZS	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOB5WDZ	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOB5WDZS	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOB5WTZ	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOB5WTZS	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOB5WZ	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOB5WZS	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOB5Z	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOB5ZS	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOB6Z	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
FGJOB7DZ	25/04/27	30/04/26				41.8	-	フード	0	-	0
FGJOB7WDZ	25/04/27	30/04/26				69.8	-	フード	0	-	0
FGJOB7WZ	25/04/27	30/04/26				34.9	-	フード	0	-	0
FGJOB7WZ-PHL	25/04/27	30/04/26				28.0	-	フード	0	-	0
FGJOB7Z	25/04/27	30/04/26				20.9	-	フード	0	-	0
SIZJOA9HDZ	25/04/27	30/04/26				31.0	-	フード	0	-	0
FGJOB7WZ-PHR	25/04/27	30/04/26				28.0	-	フード	0	-	0

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離				
				種類	給排気の方法	(kW)	-	上方	側方	前方	後方
DFC-240W-Q	25/05/23	30/05/22	直本工業(株)	オープン	Aタイプ	21.0		フード	0	-	5
RGR-0962D	25/03/03	30/03/02	(株)マルゼン	レンジ	Cタイプ	34.3		フード	30	-	15
RGR-0962XD	25/03/03	30/03/02				34.3		フード	30	-	15
RGR-0963D	25/03/03	30/03/02				39.0		フード	30	-	15
RGR-0963XD	25/03/03	30/03/02				39.0		フード	30	-	15
RGR-0972D	25/03/03	30/03/02				43.0		フード	30	-	15
RGR-0972XD	25/03/03	30/03/02				41.3		フード	30	-	15
RGR-0973D	25/03/03	30/03/02				48.3		フード	30	-	15
RGR-0973XD	25/03/03	30/03/02				46.5		フード	30	-	15
RGR-1262D	25/03/03	30/03/02				36.0		フード	30	-	15
RGR-1262XD	25/03/03	30/03/02				34.3		フード	30	-	15
RGR-1263D	25/03/03	30/03/02				49.4		フード	30	-	15
RGR-1263XD	25/03/03	30/03/02				47.7		フード	30	-	15
RGR-1264D	25/03/03	30/03/02				45.3		フード	30	-	15
RGR-1264XD	25/03/03	30/03/02				43.6		フード	30	-	15
RGR-1265D	25/03/03	30/03/02				58.7		フード	30	-	15
RGR-1265XD	25/03/03	30/03/02				57.0		フード	30	-	15
RGR-1273D	25/03/03	30/03/02				61.0		フード	30	-	15
RGR-1273XD	25/03/03	30/03/02				58.1		フード	30	-	15
RGR-1274D	25/03/03	30/03/02				54.7		フード	30	-	15
RGR-1274XD	25/03/03	30/03/02				51.7		フード	30	-	15
RGR-1275D	25/03/03	30/03/02				71.5		フード	30	-	15
RGR-1275XD	25/03/03	30/03/02				68.6		フード	30	-	15
RGR-1563D	25/03/03	30/03/02				55.2		フード	30	-	15
RGR-1563WXD	25/03/03	30/03/02				55.2		フード	30	-	15
RGR-1563XD	25/03/03	30/03/02				55.2		フード	30	-	15
RGR-1565D	25/03/03	30/03/02				64.5		フード	30	-	15
RGR-1565WXD	25/03/03	30/03/02				64.5		フード	30	-	15
RGR-1565XD	25/03/03	30/03/02				69.2		フード	30	-	15
RGR-1573D	25/03/03	30/03/02				79.7		フード	30	-	15
RGR-1575D	25/03/03	30/03/02				76.2		フード	30	-	15
RGR-1575WXD	25/03/03	30/03/02				77.9		フード	30	-	15
RGR-1575XD	25/03/03	30/03/02				104		フード	30	-	15
RGR-187D	25/03/03	30/03/02				98.3		フード	30	-	15
RGR-187WXD	25/03/03	30/03/02				101		フード	30	-	15
RGR-187XD	25/03/03	30/03/02				39.0		フード	30	-	15
RGR-S096B	25/03/03	30/03/02				39.0		フード	30	-	15
RGR-S096XB	25/03/03	30/03/02				45.3		フード	30	-	15
RGR-S126B	25/03/03	30/03/02				43.6		フード	30	-	15
RGR-S126XB	25/03/03	30/03/02						フード	30	-	15
CTG-1219SV	25/04/15	30/04/14	山岡金属工業(株)	グリドル	Bタイプ	6.70	本体周囲	上方	側方	前方	後方
CTG-419SV	25/04/15	30/04/14				3.30		-	0	-	0
CTG-619SV	25/04/15	30/04/14				4.40	排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	後方
CTG-919SV	25/04/15	30/04/14				5.60		100	10	-	10
RGB-60B-10	25/05/15	30/05/14	(株)柳澤製作所	焼き物器		3.78	本体周囲	上方	側方	前方	後方
RGB-60B-20	25/05/15	30/05/14				3.49		-	0	-	0
RGK-61D	25/05/15	30/05/14				2.52	排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	後方
								100	20	-	15
RGK-62D	25/05/15	30/05/14				5.04	本体周囲	上方	側方	前方	後方
								-	0	-	0
							排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	後方
								100	20	-	25
NK-7N	25/04/07	30/04/06	サンタ(株)		Cタイプ	2.38		100	20	-	15
TYB-10G	25/05/16	30/05/15	タニコー(株)			7.00		150	20	-	15
TYB-14G	25/05/16	30/05/15				9.30		150	20	-	15
TYB-18G	25/05/16	30/05/15				11.6		150	20	-	15
FRC14FA	25/03/18	30/03/17	(株)フジマックネオ	炊飯器	Aタイプ	23.3		フード	0	-	0
FRC14FA-T	25/03/18	30/03/17				23.3		フード	0	-	0
FRC21FA	25/03/18	30/03/17				34.9		フード	0	-	0
FRC21FA-T	25/03/18	30/03/17				34.9		フード	0	-	0
FRC15ND	25/03/19	30/03/18				26.8		フード	0	-	0
FRC22ND	25/03/19	30/03/18				40.2		フード	0	-	0
LG-000-100	25/03/12	30/03/11	服部工業(株)		Cタイプ	20.9		フード	20	-	15
LG-000-150	25/03/12	30/03/11				31.4		フード	20	-	15
FL-18A-GA(12A13A)	25/04/28	30/04/27	ホシザキ(株)	フライヤー	Aタイプ	10.0		フード	0	-	5
FL-18A-GA(LP)	25/04/28	30/04/27				10.0		フード	0	-	5
FL-18A-GA-2(12A13A)	25/04/28	30/04/27				20.0		フード	0	-	5
FL-18A-GA-2(LP)	25/04/28	30/04/27				20.0		フード	0	-	5
FL-18A-GA-L(12A13A)	25/04/28	30/04/27	ホシザキ(株)			10.0		フード	0	-	5
FL-18A-GA-L(LP)	25/04/28	30/04/27				10.0		フード	0	-	5
FL-27A-GA(12A13A)	25/04/28	30/04/27				15.0		フード	0	-	5
FL-27A-GA(LP)	25/04/28	30/04/27				15.0		フード	0	-	5
FL-27A-GA-2(12A13A)	25/04/28	30/04/27				30.0		フード	0	-	5
FL-27A-GA-2(LP)	25/04/28	30/04/27				30.0		フード	0	-	5
FL-27A-GA-L(12A13A)	25/04/28	30/04/27				15.0		フード	0	-	5
FL-27A-GA-L(LP)	25/04/28	30/04/27				15.0		フード	0	-	5

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量 (kW)	可燃物からの距離距離				
				種類	給排気の方法		-	上方	側方	前方	後方
GHSFE-23	25/03/12	30/03/11	服部工業(株)	フライヤー	Cタイプ	18.0	-	フード	20	-	15
GHSFE-26	25/03/12	30/03/11				18.0	-	フード	20	-	15
GHSFE-28	25/03/12	30/03/11				30.0	-	フード	20	-	15
GHSFE-30	25/03/12	30/03/11				30.0	-	フード	20	-	15
GHSFE-32	25/03/12	30/03/11				43.0	-	フード	20	-	15
GHSFE-35	25/03/12	30/03/11				43.0	-	フード	20	-	15
GHSFE II-23	25/03/12	30/03/11				18.0	-	フード	20	-	15
GHSFE II-26	25/03/12	30/03/11				18.0	-	フード	20	-	15
GHSFE II-28	25/03/12	30/03/11				30.0	-	フード	20	-	15
GHSFE II-30	25/03/12	30/03/11				30.0	-	フード	20	-	15
GHSFE II-32	25/03/12	30/03/11				43.0	-	フード	20	-	15
GHSFE II-35	25/03/12	30/03/11				43.0	-	フード	20	-	15
DC-15G	25/04/23	30/04/22	アサヒ装設(株)			44.0	-	フード	20	-	15
DC-20G	25/04/23	30/04/22				60.0	-	フード	20	-	15
DC-25G	25/04/23	30/04/22				88.0	-	フード	20	-	15
FGB100A	25/05/22	30/05/21	(株)フジマックネオ	煮炊釜		27.9	-	フード	20	-	15
FGB100AL	25/05/22	30/05/21				27.9	-	フード	20	-	15
FGB75A	25/05/22	30/05/21				20.9	-	フード	20	-	15
FGB75AL	25/05/22	30/05/21				20.9	-	フード	20	-	15
DGK-30JES-DP-A	25/05/26	30/05/25	日本調理機(株)			29.1	-	フード	20	-	15
DGK-30JES-DP-F	25/05/26	30/05/25				29.1	-	フード	20	-	15
DGK-30JES-DP-S	25/05/26	30/05/25				29.1	-	フード	20	-	15
DGK-45JES-DP-A	25/05/26	30/05/25				41.9	-	フード	20	-	15
DGK-45JES-DP-F	25/05/26	30/05/25				41.9	-	フード	20	-	15
DGK-45JES-DP-S	25/05/26	30/05/25				41.9	-	フード	20	-	15
DGK-60JES-DP-A	25/05/26	30/05/25				50.0	-	フード	20	-	15
DGK-60JES-DP-F	25/05/26	30/05/25				50.0	-	フード	20	-	15
DGK-60JES-DP-S	25/05/26	30/05/25				50.0	-	フード	20	-	15
GHSX-26	25/03/12	30/03/11	服部工業(株)			23.3	-	フード	20	-	15
GHSX-28	25/03/12	30/03/11				30.2	-	フード	20	-	15
GHSX-30	25/03/12	30/03/11				34.9	-	フード	20	-	15
GHSX-32	25/03/12	30/03/11				46.5	-	フード	20	-	15
TGCR-1100V	25/04/30	30/04/29	タニコー(株)	中華レンジ		46.6	-	フード	40	-	15
TGCR-55V	25/04/30	30/04/29				23.3	-	フード	40	-	15
VCR-100	25/04/30	30/04/29				46.6	-	フード	40	-	15
VCR-55	25/04/30	30/04/29				23.3	-	フード	40	-	15
GS-A5000GE	25/04/18	30/04/17	バーバス(株)	ガス温水機器 (瞬間湯沸器)	屋内壁掛型 (強制排気式)	108	-	-	1	15	1
M450G1	25/04/01	30/03/31	(株)アイシン	ガスヒートポンプ 冷暖房機	屋外据置型	38.8					
M450G1F	25/04/01	30/03/31				37.7					
M560G1	25/04/01	30/03/31				50.9					
M710G1	25/04/01	30/03/31				66.5					
M850G1	25/04/01	30/03/31				82.7					

ガス機器の 設置基準及び実務指針

(家庭用黒本)



- 第9版
- 2022年12月発行
- A4判 532ページ
- 定価：7,480円
(税込・送料別)

業務用ガス機器の 設置基準及び実務指針

(業務用黒本)



- 第6版
- 2017年3月発行
- A4判 324ページ
- 定価：4,176円
(税込・送料別)

お問い合わせ先：一般財団法人日本ガス機器検査協会 試験・教育講習部
TEL:03-3960-7841 <https://www.jia-page.or.jp>



重 要

旧「消防交流広場」に関する注意喚起

現

消防交流広場

<https://www.fesc.or.jp/forum/>
ID : fesc2024 PW : fesc2024

会員登録せずにご利用いただけます。

旧

消防に携わる皆様へ朗報！
消防交流広場
<https://www.fesc119.net/>

アクセスしないでください。

当センターでは消防防災関係の業務に携わる皆様に広くご活用いただくことを目的として、2014年10月よりWebサイト「消防交流広場」を運営しております。2024年3月のリニューアルに伴い、旧「消防交流広場」は廃止いたしました。

なお、旧「消防交流広場」のURLは、現在、当センターとは関わりのない第三者によって管理されており、旧URLやそのリンクバナーが、**別の管理者が運営するサイトへリダイレクトされる事象**が確認されております。旧サイトへアクセスされませんよう十分ご注意ください。何とぞよろしくお願い申し上げます。

今後とも、皆様に安心してご利用いただけるサイト運営に努めてまいります。

MAIL MAGAZINE

日本消防設備安全センター 毎月25日頃配信 メールマガジン

日本消防設備安全センターメールマガジン（3月25日）

安全センター職員より

各機点検資格者再講習については、令和3年度に第1種消防設備点検資格者と第2種消防設備点検資格者の、令和4年度には防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者のオンライン化を行いました。オンライン講習導入から令和6年度まで累計16,800名を超える申し込みをいただいております。

更に令和6年度には消防設備士講習の指定講習機関となり、オンラインによる消防設備士講習を昨年10月から開始し、初年度は3,600人を超える申し込みがありました。

令和7年度は、オンラインによる消防設備士講習が4月1日から、各機点検資格者再講習が7月1日から、順次、受け付けを開始します。一部のメディアでも取り上げていただきましたが、実施概要やスケジュールの詳細はHPの専用サイトで確認いただけます。是非、お申込みください。

～講習課職員より～



メルマガ登録お気軽に



<https://bvam003.am.arara.com/fescmail/subscribe.php>

情報を忘れずキャッチ!

オンライン講習開催 月刊フェス公開

技術部からのお知らせ(認定・評価・評価)

刊行物オンラインショップからのお知らせ

担当者 企画研究部 櫻井/国分
TEL. 03-5422-1492
FAX. 03-5422-1584
メール kikaku119@fesc.or.jp

何ができるの？

防災管理点検資格者は、消防法に定める防災管理点検報告制度における点検実施者として、一定の防火対象物について、防災管理上必要な業務その他火災以外の災害による被害の軽減のための必要な事項について総合的に点検することができます。さらに防災管理点検資格者は、防災管理業務の遂行上管理的・監督的地位にある場合、防災管理者となることができます。

誰が受けられるの？

防火対象物点検資格者として3年以上の実務の経験を有する方、防災管理者として3年以上の実務の経験を有する方、市町村の消防職員で5年以上その実務の経験を有する方又は1年以上の防災管理業務の実務経験を有する方など一定の受講資格が必要です。

※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。

(講習▶各種申請書▶講習の手引)



防災管理点検資格者講習を含め、次の講習の内容、実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご覧ください。

<https://www.fesc.or.jp/>

消防設備点検資格者講習

防火対象物点検資格者講習

防災管理点検資格者講習

自衛消防業務講習

可搬消防ポンプ等整備資格者講習

各種講習実施予定

発行人 鈴木 康幸

発行所 一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階

TEL.03-5422-1491 FAX.03-5422-1583

問い合わせ先一覧 <https://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

大阪支所

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル10階

TEL.06-6244-2433 FAX.06-6244-2435

名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階

TEL.052-218-5075 FAX.052-223-0129